

第11回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成22年7月29日（木曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、池永昇、上田文博、大牟田英子、奥野佳和、久保明彦、菅恒敏、杉江貞昭、高橋恭弘、田中真澄、土屋義信、土居好江、中田昭、中村桂子、西村淳暉、松井恒夫、山内康正、山本衣子（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 川越順二（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 中野隆文（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

安藤淳（建設交通部長） 田井中靖久（建設交通部理事）、福井司郎（建設交通部河川課参事）ほか

【一般傍聴 2名】

【報道機関 1社】

第4 内容

1 開会あいさつ

○事務局（田井中）

それでは、本日は皆様、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第11回鴨川府民会議を開催させていただきます。

本日の進行役を努めさせていただきます京都府建設交通部河川課の田井中でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部長の安藤からごあいさつを申し上げます。

○事務局（安藤）

ただいま紹介ありました安藤でございます。梅雨が明けまして、うだるような暑さが続いておりましたが、きょうは久しぶりの雨ということで足元の悪い中、この第11回鴨川府民会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

ことしの梅雨でございますけれども、広島県ですとか岐阜県などではかなり大きな被害が出たところもございましたが、幸い京都府では人命にかかわるような大きな被害はなかったところでございます。

ただ、7月13日から15日にかけては、府内におきましても1時間に80mmというかなりの雨が降ったようなところもございまして、京都市内ですとか亀岡市内では浸水被害なども出たところがございます。

鴨川におきましても、平成16年の台風23号以来かと思いますが、かなり水位が上がって、御池から五条の高水敷を通行止めにしたと、こういったこともございました。その辺の状況につきましてはまた、本日の会議の中で御報告させていただきたいと考えております。梅雨は終わりましたが、これから台風シーズン等を迎えますので、私どもとしましても、引き続き河川管理をしっかりやっていきたいと考えているところがございます。

本日の会議でございますけれども、皆様方から提案をいただいております議題の一つでございます「河川敷の迷惑利用等」につきまして、御意見をいただきたいと考えているところがございます。長時間の会議ではございますが、活発な御議論をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（田井中）

どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議からメンバーとして御参加いただく方を御紹介申し上げます。日本放送協会京都放送局副局長奥野佳和様でございます。

○奥野

よろしくお願いいたします。

○事務局（田井中）

次に、本日の出席の行政メンバーを紹介させていただきます。京都市建設局水と緑環境部河川整備課長の川越順二様でございます。

○川越

川越でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（田井中）

京都府京都土木事務所長の中野隆文でございます。

○中野

中野でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（田井中）

なお、三谷桂和様は若干おくれられるそうでございますとともに、井上理砂子様、金剛育子様、新川達郎様については御欠席でございます。

続いて、京都府の出席者を紹介いたします。安藤建設交通部長です。

○事務局（安藤）

よろしくお願ひいたします。

○事務局（田井中）

私、建設交通部理事の田井中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

そのほか関係の職員が出席させていただいております。

議事に入ります前にお手元の資料を確認させていただきたいと存じます。本日は資料といたしまして、「次第」、「出席者名簿」、裏面に配席図になっているものでございます。それと、資料1から資料9までを御用意させていただいております。

また、資料6に関連するチラシ2枚と鴨川を美しくする会様から御提供いただいたうちわも配付させていただいているところでございます。

御不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等がございましたら、事務局にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

早速議事に入らせていただきますが、議長は座長にさせていただくことになっております。金田様、進行、よろしくお願ひをいたします。

2 報告事項

(1) 次回以降の意見交換内容について

○金田座長

それでは、早速第11回鴨川府民会議を始めさせていただきます。本日は、会議次第にありますように、先ほど安藤部長のほうからお話がありました集中豪雨の関係の報告も含め

まして報告事項が5件、それから意見交換をお願いしたい件が3件などの準備をしております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは早速ですが、報告事項の1番目、「次回以降の意見交換内容について」という報告事項の名称になっておりますが、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

河川課の福井でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料1について御説明を申し上げます。この資料は、次回以降に意見交換をいただく内容について整理したものでございます。

前回の会議のときに、今後意見交換をする議題をいただきたいということで説明しましたところ、資料の表に示しておりますとおり、多数の御意見をいただきました。さらに前回御説明しましたとおり、第一期からの積み残しの分もでございます。これらを改めて残っております議題として黒字で表示しております。また、新規提案の議題を赤字で表示しております。分類によって分けておりますので両面で表示しております。

それと、この表の一番右側のところに、これは予定ではございますけれども、事務局で便宜上数回の会議に振り分けて議題として取り上げたいということで表示しております。実施予定回ということで表示しております。

また、資料2枚目以降は、今回提出していただいた議題の一覧をそのまま載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。本日議題としております河川敷の迷惑利用につきましても、多数の方から利用にかかる御意見をいただいておりますので、今回議題とさせていただきます。

なお、議題につきましては、メンバーから随時お受けするというようになっておりますので、これ以外の議題につきまして今後妥当なものがありましたら、事務局まで御連絡いただければ、調整をさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。既に、こういった形でたくさん意見交換をしたほうがいいということについて御提案いただいておりますので、順次可能なかぎり取り上げていきたいと思いますが、意見交換の際に必要な種類のデータを準備していただくということもございますので、できればこれ以外にもしございましたら、前もって早めにお伝えいただければ

ありがたいと思います。今回のこの表のように一応こういうふうに割り振っております、なかなか議題が多岐にわたりますので、うまくすべてを取り上げるというのはなかなか難しいのですが、できるだけ取り上げるようにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

何かこれについて御質問や御意見はございませんでしょうか。

それでは、河川敷利用については、本日意見交換の重要な議題として取り上げさせていただくことになると思いますけれども、まずは報告事項、次の件に入らせていただければよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 川端七条における京都市の放置自転車対策について

○金田座長

それでは、報告事項の2件目ですが、「川端七条における京都市の放置自転車対策について」でございます。これについて報告をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは、資料の2について御説明申し上げます。昨年7月に実施しました京都府知事と京都市長の懇談会の結果、本年4月から鴨川の河川敷の放置自転車対策については、京都市が行なっているということにつきましては前回御報告をさせていただいておりますが、合意の中に、この資料にございますように、市の自転車対策への協力の一環として、鴨川の河川敷を駐輪場整備の場所に提供するということがございます。

具体的には資料のとおりでございますが、常時周辺道路に自転車が駐輪されています川端七条の周辺でということで府と市のほうで協議を行っておりましたが、計画が具体的になってまいりましたので、ちょうどこの資料の中ほどにありますように、川端七条の自転車駐輪場計画としまして、市のほうが有料の自転車駐輪場を整備すると、市が事業者を現在公募中であると、それから事業者を決定後、河川占用の許可を受けて、駐輪場を整備して管理運営させることにしていると。整備の予定台数としては350台以上と。周辺の景観と調和のとれた意匠や周辺の放置自転車対策を選定条件としているということで、22年8月に事業者を決定する予定で、11月ぐらいから工事に着手し、2月から供用を開始する予定ということでございます。

その下に、自転車駐輪場の完成のイメージ図をつけております。

資料の下のほうに鴨川条例上の整理事項等を示しておりますけれども、駐輪場の運営によってはバイクの乗り入れというのもございますので、自転車等の放置禁止と合わせて区域の見直しが必要となります。この辺の区域の見直しの具体的内容については、別途御報告したいというふうに考えております。

裏面をごらんいただきますと、現在の川端七条の駐輪状況でございます。この左側の下の写真にあるところですね。このあたりに先ほどイメージにありましたような駐輪場を設置するという計画でございます。

説明は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。川端七条の南側のところで駐輪場を整備するという計画でございます。このことについて何か御質問などございませんでしょうか。あるいは、御質問というよりも整備だったらこういうことに注意してほしいというコメントなどもいただいたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

これで350台の駐輪場は府が河川敷の、府と市の協力のもとに敷地を提供して施設をつくっていただいて、その業者を選定して運営をしていただくと。ということは、有料になるのでしょうかね。

はい、どうぞ。

○田中

田中でございます。条例上の整理事項というのが下段に書いてあるのですが、当然整理しなくてはならない問題だと思います。これは条例上の見直しも含めて、現在の河川法には抵触しない施設になりますか。ちょっと教えていただければ。

○金田座長

お願いします。

○事務局

事務局のほうから説明させていただきます。河川法上の整理でございますが、今回河川敷にこのように自転車の駐輪場を設置される場合、河川法上の手続をしていただくことになっております。

具体的に行きますと、河川の敷地を占有する24条という条文がございまして、専門的にいきますと、そこの手続をやっていただくのですが、まず治水上問題がある施設について

は許可ができませんが、今回のように治水上問題がない施設については許可をさせていただくということで、考えているところでございます。手続上は、その手続をもって、河川法の処理ができますので、あとは鴨川条例で特に禁止区域を決めているものを、ちゃんと皆さんに御説明した上で、解除しておくということをすれば、運営ができるというふうに認識しております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

何かほかに御質問など。はい、どうぞ。

○大牟田

ここも河川敷と言うのですか。道路の隣の高いところですよ。ここも河川敷というのでしょうか。

○金田座長

はい、お願いします。

○事務局

済みません。事務局のほうから御説明いたしますが、この部分につきましては、河川の資料のイメージ図の左側の写真をごらんいただきますと、遠くに東山の山並みが出ております鴨川と護岸と山並みが写っておる写真がございますが、この護岸の上側の部分でございまして、ちょうど横には川端通りが走っておるのですが、川端通りと鴨川の護岸の間に、たまたまですが、ちょっと敷地がございまして、現在は広く歩いていただく空間、樹木を植えている空間にさせていただいておったのですが、この部分を有効に活用いただくということでございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。その京都府知事が一級河川の委託を受けて管理している範囲内ということですのでよろしいですね。

ほかに。はい、どうぞ。

○久保

先ほどの金田先生がおっしゃられました有料になるということになるのかと思うのですが、けれども、費用的な部分としてはどのような形で考えておられるのでしょうか。

○事務局

済みません。そしたら、事務局のほうからお答えさせていただきます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局

京都市さんも来られていますので京都市さんからお答えいただくということもあるのですが、私どもが事前にお聞きしておりますのは、現在運営する業者を選定中ということで、具体には業者さんが決まってどういう整備をするか、これから考えられると、整備に要した費用、今後の運営管理に要する費用を考えて、料金の設定を考えられるというふうにお聞きしております。具体には、市の道路敷を利用した駐輪場等が既にいろんなところでやられておられますので、そういうノウハウがある業者さんが手を挙げておられるやに聞いておりますので、そういうところが選定されるのかなということ考えてございます。

以上でございます。

○金田座長

今の御質問に関連して市のほうで。つまり、今までの、ほかで道路敷などを利用してというのは、どのくらいの有料の料金で実際。ここはまだ決めてないでしょうけれども、ほかのところはどういうことなのでしょう。

○事務局（京都市自転車政策課）

京都市自転車政策課の稲田と申します。今の件ですが、例えば御池通では、道路法に基づく道路占用により、事業者が駐輪施設を設置し、有料の駐輪場を運営管理しております。事業者は、評価額に沿って算定された占用料を京都市に収めてもらっております。

今回の鴨川につきましても、御池通のときと同様に、公募により駐輪場事業者を募集しており、一番優れた提案をした業者を駐輪場事業者として決定し、施設の設置から運営管理までをしていただく予定です。

河川敷の占用については、京都市が京都府から占用許可をいただくことになります。

料金については、市営駐輪場の場合、1日1回、150円という料金に設定されていますが、民間駐輪場ということで、今回、公募の提案事項の一つにしております。例えばコンビニに買い物に来る場合など、わずかな時間の不法駐輪をなくすという意味で、30分とか1時間を無料にするとか、例えば時間単位で三、四時間まではいくらとか、1日であれ

ばいくらというようなことも提案をしていただこうかなと思っております。

以上です。

○金田座長

以上のような状況ですが、よろしいでしょうか。

○久保

お駐めになっていただけないと、つくっても全く意味がないものになりますので、そのあたりのところだけ。だから、金額的に1日150円という市役所の北側にある駐輪場と同じ料金帯であれば、比較的利用者が多いのかなと思うのですが、市役所の前の駐輪場、稼動チェックされていると思うのですが、あんまりとめていらっしやらないのですよね。結局、金額的な部分がよくわからないというか、不鮮明で読まなければわからないというか、そういう部分だと思うのですけれども、そのあたりを善処していただいて、料金設定がある程度明らかにわかるようにしていただければなと思います。

○事務局（京都市自転車政策課）

これまでの経験を踏まえまして、効率よく利用していただけるよう、PR等の対策を講じていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○杉江

管理体制の問題になってくると思うのですけれども、例えば木屋町の蛸薬師の場合は、結局ちゃんとした施設の中で管理されている状態ですけれども、路上においてのどういう状態で有料の分で払った場合、だれかが管理しているものか、もしくは施設の機械を通じて有料で預けたものか、放置されたものかとかというような管理システムの問題があると思いますので、逆に余り目が届かない有料であれば、放置自転車の、またそこが自転車の捨て場になるような形ではこれはまずいと思いますのでね。やはり幹線道路のほうで人の目があるところであれば、それなりに管理もできると思うのですけれども、そういった点も今後検討なされてはいかがかかなと思っております。

○金田座長

高橋さん。

○高橋

駐輪場ですけれども、御池通りに有料の駐輪場が烏丸御池のところにありますね。私も、できるだけエコで、自転車で、車を使わないでということで利用したことがあるのですが、盗難のおそれがあるということは御存じですか。

○事務局（京都市自転車政策課）

駐輪場の。

○高橋

そうです。どういうことかと言いますと、自転車の前輪を駐輪場へ置くと、前輪がロックされるようになっているのです。ただ、ロックされますけれど、例えば1番のスペースに私が置く。お金を支払う機械がある。そこで1番を押してお金が入れるとロックが開く。ということは、例えば今、自転車競技なんかで100万以上する自転車がありますよね。その自転車を置いとく。あっ、いい自転車やな。1番のところに置いてあるわ。1番のボタンを押してお金を入れたら、だれでもあけることができるのです。そういう盗難の恐れがあるというのを私は利用して初めて知って、これは利用できないと。

私もちょっとスポーツが好きで、自転車が好きなので、私の自転車も非常に高額なのですが、とられるおそれがあるという事実を私は経験していますので、放置自転車をなくすために、自転車をきちんと管理する施設をつくっていただければというのは非常にいいことで、例えばそのほかにも出町柳であるとか四条であるとかいろんなところに放置されているので、そういうところもどんどん施設をつくっていただければと思うのですが、そういう盗難のおそれのあるような施設では困るので、その辺は十分に配慮して施設をおつくりいただきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。盗難の排除。先にどちらがいいでしょう。先に発言していただいて。

どうぞ。それでは、後でまた事務局のほうからお願いいたします。

○土居

済みません。私も烏丸御池、河原町御池の駐輪場をよく利用させていただいております。番号を押して暗証番号を押すとロックが外れますが、自転車本体のかぎをかけておりますし、それから自分自身の目の見える範囲でのプッシュになりますから、盗難のおそれは、

いわゆる所有者の管理によってかなり低くなると思うのですが、これは実際に私が駐輪場を使わせていただいた経験でございます。その辺はいかがなのでしょう。

○金田座長

暗証番号があるわけですか。

○土居

暗証番号を押さない限りロックは解除されません。必ず番号を押して、暗証番号をプッシュして、それでロックがかかります。それは駐輪場本体のロックですね。自転車のかぎは自分自身できちっと二重にかけますから、それは自転車のかぎをもしかけなければ、駐輪場のロックが開くと、それはそのまま使えますが、大体目視できる範囲での機械と駐輪の距離になりますので、それほど神経質にならなくてもよろしいのではないのでしょうかというのが私の実際に使った感想でございます。

○金田座長

私は今ちょっとすぐ実感としてわかなくてあれですが、事務局の何か。

○事務局（京都市自転車政策課）

済みません。先の委員様の御意見ですが、無人ですので、やっぱりそういういろんなことをなされる場合もございます。1日3回とか朝昼晩とか、巡回の頻度を数多くして、安全管理をしていただく必要があると思っております。今回の公募においても、安全管理面を事業者提案してもらうことになっています。

盗難のおそれがある施設とのお指摘については、別の委員様がおっしゃったとおり、暗証番号の設定と、自分で二重に施錠するような格好をとっていただければと思います。今のところそれでとられたとか、盗まれたとかというような話は聞いておりません。

○金田座長

ほかに何か御意見や御質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○山内

鴨川ライオンズクラブの山内でございます。私は京阪電車に乗りまして、七条駅で降りまして正面までこの道を通って毎日通勤をいたしておりますけれども、一番心配なのが、これは非常にいいのですが、電車が入ってくるのに急いでバーンと自転車を置いて走って駅へ降りていかれる方が見かけられますけれども、それに対してそうやられると歩行者がここを通れなくなるのですね。

私は、話が変わるのですが、岩倉から乗りまして、叡山電車のところに自転車の駐輪場がありますけれども、だあっと走って行って、ばあっと降りて、だあっと電車に乗るわけです。そうすると、その整理を叡山電車の方が整理をされたらいいわけですが、そのまま放っておきますと、通勤をしている方に非常に迷惑がかかるということになりますけど、やっぱりだれか1人つけて、そういうような場合には処理するのでしょうか。いかがですか。

○金田座長

今のをお願いします。

○事務局（京都市自転車政策課）

供用開始したときは、当然利用方法がわかりづらいと思いますので、はじめのうちは、駐輪事業者のスタッフが現地で説明・案内するという方法も検討しております。それと、放置自転車の関係なのですが、私ども京都市のほうが放置自転車の撤去をやっておりまし、駐輪場の供用と合わせて、撤去の頻度も上げてきたいと思っております。

ちなみに、前にも御報告したかと思うのですが、4月から鴨川と道路敷もあわせて撤去させていただいていまして、出町柳、三条京阪、四条京阪、丸太町、七条において、34回撤去させていただきました。河川敷については約400台、道路敷を合わせますと約2300台撤去させていただいております。

また、駐輪事業者には、駐輪マナーの啓発活動も一緒にやっていただけたらと考えております。

○山内

わかりました。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに何か。はい、どうぞ。

○中田

自転車に対する駐輪場なのですけれども、これを大きく広げて原動機付自転車、原付あるいはバイクとかそういうことに対して広げられる可能性というのはあるのでしょうか。お願いします。

○金田座長

お願いします。

○事務局（京都市自転車政策課）

原付やバイクにつきましても、今回とめられるように応募要件に入れております。何台とめられるようになるかはわかりませんが、民間事業者と一緒に検討してまいります。

○金田座長

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○川崎副座長

無料駐車場というものを整備したものは、これはそのまま運用されるのでしょうか。無料駐車場というのは閉じて、今回新しい有料のほうにまとめるということで理解しておけばよろしいでしょうか。185台現在無料駐車場整備されていると記載されているのですけれども。

○事務局（京都市自転車政策課）

済みません。185台、裏の地図で東側にブルーでちょっと塗っているところが現在京都市が管理しています無料の駐輪場でございます、この写真のとおり長期放置とか乱雑にとめられている状況で、なかなか利用しにくいことがございます。ほかのところ、無料から有料にするとやはりきちんとした形でとめていただけるようになっていきますので、今回、河川敷のところとあわせて、この無料駐輪場も有料化にし、あわせて350台以上の駐輪場を設けたいというふうに考えております。

○川崎副座長

全部あわせて350台ですか。それだったら結構なのですが、90台しか周辺にあれしてないのに今回350置くということは、ちょっと多過ぎるかなと量的に思ったものですから。トータルで350、需要量が350あって、350の供給をするということであれば、全然問題ないと思います。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございました。ほかに何か御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○田中

多分苦勞しておられると思うのですが、この自転車のことについては大変だと思うのですが、自転車は道路交通法から言えば、たしか軽車両になるのですか。あるいは、バイクも含めて現在のようなこういうピンポイントで降った豪雨のときの河川敷でのこういう利

用の仕方が、管理がそのときに緊急体制としてどういうぐあいにされるかということは、余りお考えになっていませんか。

例えば、放置したままだれも持ち主が帰ってこないときに雨が降ったときに、高水敷までずっと水がふえたときに、どのような対応をするのかというふうなことは考えられないですか。

○金田座長

いかがですか。はい、どうぞ、お願いします。

○事務局

高水敷における放置自転車が洪水時に阻害にならないかという御質問だと思うのですが、以前からなのですが、管理しております京都土木事務所のほうにおきまして河川敷、特に高水敷に放置されております自転車が多数ある場所について、台風前とかに管理行為で一時的に安全なところということなのですが、堤防の上の部分に、具体的には葵公園という公園があるのですが、出町のちょうど高野川と鴨川の合流点あたりにある公園なのですが、その部分に一時的に避難をさせておくと。それで、取りに来ていただくというような形で対応をさせていただいていたときもございました。

今は、先ほど京都市のほうがおっしゃっていただいたように、4月以降、非常に頻度を上げて高水敷の自転車撤去をお世話になっておりますので、昔ほどまとまって高水敷に放置されているような状況は見受けられないのかなということでございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。この河川敷の放置自転車につきましての対応は、府と市の協調体制の今のところ象徴的な事業で、非常に進行している例だと思います。

にもかかわらず、今幾つもの注意事項あるいはこういったことに関するという確認事項をいただいております。

しかしながら、こういうふうに進めていただくという全体的なことについては、恐らく今のところネガティブな御意見もいただいているし、大変結構なことだという認識だろうと思いますが、いろいろ御注意いただいたところは、また施策に反映していただけるのではないかと思います。いかがでしょうか。もし、どうしてもというのがなければ、先に進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 平成22年度鴨川の整備予定について

○金田座長

それでは、報告事項の3番目に入らせていただきます。「平成22年度鴨川の整備予定について」でございます。これにつきましても事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（山本）

失礼します。河川課計画担当の山本でございます。お世話になっております。平成22年度の鴨川の整備につきまして御報告をさせていただきます。

平成21年3月に水辺の改良整備・鴨川創造プランということでアクションプランをまとめまして、昨年度それをより具体化させました鴨川公共空間整備の基本プラン、これにつきましては、22年3月20日に金田座長にも御出席、講演いただきまして、主に公共空間のジョギングロードと遊歩道のコース設定、それから主に下流域を中心とした拠点箇所の整備につきまして、イメージパース、それから府民の方々からの、出席の方々からの御意見をいただいたというところでございます。

それに基づきまして今年度、22年度でございますが、公共空間整備の部分とそれから治水対策につきまして以下のような工事を予定しておるということで、裏面のほうにカラー刷りで今年の工事の箇所をお示しさせていただいておりますが、黄色の色が治水対策、中州管理であったり河川改修の低水護岸の整備、それから青色、これは遊歩道、ジョギングもできる遊歩道ということで、公共空間のジョギングロード関係の整備でございます。それから、赤色が拠点の整備箇所をお示しさせていただいております。

そうしましたら、1枚目のほうに戻っていただきまして、ジョギングもできる遊歩道の関係でございますが、勸進橋から陶化橋間での高水敷、現在緩い護岸になっておるのですけれども、少し平場をつくっていくような低水護岸の工事とあわせた築造を予定しております。これが約100mということでございます。

それから、上流のほうになります。鴨川公園の今宮通りから北山大橋の間、約400mでございますが、沿路の土系舗装、それから旧施設関係の撤去とあわせて芝生広場等の整備を行っていくという予定でございます。

それから3番目が高野川の左岸、御蔭橋から蓼倉橋間ということで、ここは現在ある高

水敷の沿路というのですか、遊歩道というのか、そういう部分が傷んでおりますので、土系舗装で補修をしていこうという部分でございます。

それから4番が九条跨線橋上流部になりますけれども、この区間、侵入路等が少ない部分もございまして、堤防の進入路とあわせて高水敷へおりていく進入部の整備を予定しております。

それから、拠点箇所といたしまして、三条大橋から御池大橋間の約200m、ここで現状のほうは石張りであったり、りすたであったりということで、かなり高水敷の表面がでこぼこしておるといふ状況がございまして、これを快適に歩けるような平坦な舗装に変えていく。それから、今石張りのような状況になってございますので、緑化を図っていくようなことを整備として進めてまいりたいというふうに考えてございます。

これが今年度の公共空間にかかわる工事内容でございます。

それから治水対策につきましては、河川改修部分としましては、先ほどの陶化橋下流の約100m部分でございますが、低水護岸の整備をしていくということと、それから昨年から本格的に開始させていただきました中州の除去関係でございますが、今年度は丸太町から荒神橋間の約1km、それから賀茂川通学橋から庄田橋間、約800m、これは上流部、御菌橋の上流のほうにございますけれども、いずれも自然環境、それから生態にも配慮しながら、昨年度の80%ほどの除去を行っていくということで考えてございます。

それ以外に、設計等で本格的な河川改修を始める上での稼働計画等の策定、それから下流部の河川区域内行為等の調査、整備等を計画面のほうでやっていくこととしております。

施工の時期でございますが、出水期明け、10月中旬から年度末までを予定しております。

3番目といたしまして、工事实施における配慮事項ということで、なかなか工事の内容が利用者も多い中でわかりづらいという声を多々聞いておりますので、やはり十分にこの部分、工事目的、利用制限、それから期間、こういったことがわかりやすい工事看板を設置して、利用者の御理解をいただけるように工夫をしてまいりたいというふうに思っておりますし、やはり京都の顔である鴨川でございますので、景観等に配慮した工事フェンス等の工夫もしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、多数の利用者がございますので、利用制限範囲をできるだけ限定していくような施工方法の採用、こういった工夫をしてまいりたいと思っておりますし、鴨川の場合、春、夏、秋、冬も問わずマラソンなんかもございますので、そういった利用時期の重複す

る可能性もございますので、そういったところとの調整を図りながら、うまく工事を円滑に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

先ほど言いました資料1の丸番号が裏面の位置図の丸番号と一致してございますので、また後ほどごらんいただければと思っております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。鴨川の平成22年度における整備予定について説明をしていただきました。何か御質問ございませんか。

はい、どうぞ。

○池永

池永と申します。この中の先ほどの図の中の高野川のほうですけれども、これの蓼倉橋から高野橋、今回、ことしの2月、3月にかけて中州及び寄州が高野川上流100mあたりから150mあたりの間がかなり撤去されました。

私は毎日、大体このあたり歩いておりますので、これはもう観察ですけれども昨年6月、高野橋上流側、下流側両方ともホタルが乱舞するくらいたくさん飛んでおりました。ところが今年度、ほとんど数えるほどのホタルになっております。考えられます原因というのは、高野川上流の中州の撤去、ちょうどこの2月ごろやられたと思うのですけれども、そのとき結構ことしは雨が降りました。浚渫している最中に雨が五、六回降って、泥水がかなり当然下流のほうに流れております。これで多分カワニナの数もほとんど見えなくなりました。ホタルのほうは、今申しましたように、ほとんど数えるくらいの数に減りました。昨年は乱舞、数え切れないほどのホタルが舞っておりました。高野川橋上方、下流、両方ともですね。この原因としまして、多分中州の撤去による泥水によって、ホタルの幼虫なり、カワニナの幼虫なりが全滅した可能性があるのではないかというのは、これは私の推測です。

ですから、多分中州の撤去に関しましては、試行錯誤しながらやるというのが以前の資料に書かれていたかと思うのですけれども、撤去された後、どういう形で検証されたのか、これをまず行政の皆さんにお聞きしたいと。同じような過ちをことしももしやるとしましたら、ほかの部所で同じようなことが起きかねないと。まず1点目はこれです。どういう形で検証をしていらっしゃるのかというの。

それと、例えば、今申しましたように、高野橋上流100mぐらい、50mぐらいの間をホタルが生息しているということで撤去されなかったです。だけど、その上流100mぐらいやってらっしゃるので、そのホタルが生息している地域を確実にその浚渫した泥が覆いかぶっているというように思います。

もう一点ですけれども、今回丸太町とその上流、荒神橋の間やられるということでここに書かれておりますけれども、これは意見の中にもたくさんあると思うのですけれども、現在三条ぐらいから上流、ほとんど中州ございません。それで、カモなりが歩道のほうに出て休んでおりますよね。ここまできれいに中州なりを撤去する必要があるのかと。やはりこれは再検討を早急にしないと、生態系の与える影響が余りにも大き過ぎるというふうに思っております。これ次回の議題が中州管理なので次回の議題になるのかもわかりませんが、ちょっと早めにとりあえず私の気づいた点、申し上げます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ただいまの検証の件も含めて、特にそこが重要だと思えますが、どういうふうに行われるのかをお願いいたします。

○事務局（山本）

事務局ですけれども、検証の件でございますが、御指摘のありました中州撤去後のホタルの減少というのは、昨年が非常に多かったということもあって、非常に減少したという御意見は承っております。

1つは、生態とか生息環境が変わったということは可能性として十分考えられるのかなというふうに思っておりますし、これを次年度以降、こういった形で復元させていくのかということについては、この結果を踏まえて少し検討させていただきたい。先ほど池永委員からおっしゃられましたように、思考錯誤しながら進めていくというところで考えてございます。生態系への影響につきまして、こういった場での御意見を踏まえながら、やり方については検討して進めてまいりたいというふうに思っております。

まず、今回大きな出水もございまして、中州の移動とかそういうこともまたございました。そういった状況の中で、こういった形でこの中州の除去を進めていくかというのは、もうしばらくお時間いただいて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

今の点に関しましては、恐らく検証という、データも必要なことになるだろうと思いますので、中州管理について取り上げるときにもデータの準備をできるだけしていただいて、また御検討をお願いしたいと思いますが、ほかに何か。

はい。ちょっと先に事務局のほうを。

○事務局

済みません。質問2つあったと思ひまして、あとのもう一個の質問の三条あたりはあんなに前端的に取る必要がないのではないかという御意見なのですが、これは中州管理につきましては府民会議の中の大きなテーマということで、以前から、一期目の方々のときからお話をさせていただいていた案件でございまして、特に治水上、三条、四条あたりなのですが、断面的に非常に限られた断面で鴨川はできてございまして、古い橋梁もございまして、非常に治水上厳しい断面になっていると。そういう状況の中で中州ができますと、その分だけ水が流れる阻害にもなりますので、中州ができ次第、取っていくべきというようなデータを示しながら、皆さんにも御説明させていただいたところでございます。

今のところ先ほどの上流の中州管理と同じような形で試行という形で進めておりますが、当面やっぱり治水上の観点で行きますと、全面的な除却が妥当ではないかというような形で京都府としては考えてございます。

以上でございます。

○金田座長

ほかに何か御質問。はい、どうぞ。

あっ、済みません。西村さん、先に手を挙げておられた。後で。済みません。

○上田

1つ質問ですけれども、公共空間整備というところに、ジョギングロード整備と拠点箇所整備が挙げられているのですけれども、昨年あるいは一昨年やっておられたグラウンドをそこに整備するという計画は、21年度もしくはそれ以降の年度においても、もうそれは考えてはおられないのでしょうか。

○金田座長

お願いします。

○事務局（山本）

一昨年、河川整備計画を策定いたしまして、アクションプランをつくる中で、特に下流

域につきましては活動拠点、いろいろな環境学習とか、それからアウトドア関係での野鳥を見るとか、そういった活動拠点ということでの場所ということでまずお示しをさせていただきまして、その中で特に下流域について重点を図る5カ所ほどの拠点を選びまして、河川の空間を再整備していこうということと、それからジョギングロードにつきましては、ジョギングに関わらず遊歩道をされる方、自転車乗られてサイクリングされる方おられますので、そういった遊歩道等、散策路的なそういうものを上下流で一連の空間つなげていこうということを中心に現在のところ整備をしていきたいというふうに考えてございます。

特にグラウンドというところまで今踏み込んで整備をしていくというよりは、まず下流域のそういった箇所での活動拠点とか、利用の中心的な拠点となるような利活用の拠点となるような箇所をまず整備していきたいというふうに考えてございます。

○上田

わかりました。下流のほうで、そういう拠点的なこととしてグラウンド等を整備されるのは結構だと思うのですが、少なくとも例えば出雲路橋から北大路橋の間とか、出雲路橋から葵橋の間、あの辺のつまりは景観が非常に優れて、本当に鴨川らしいというところで散策を楽しむとか、あるいはその木とか花とかそういうもので心が癒される場所であるべきところに、昨年あるいは一昨年はグラウンドができて、私は出雲路橋の近所におりますが、そこから例えば北大路橋の間の西岸、右岸といいますか、鴨川と加茂街道の間に広い地面があるのですが、その辺にグラウンドができたので、そこを通るのが非常に危険で、何て言うのですかね、ブーメランなんかを飛ばす高校生かなんかその辺の年代の人がブンブンやりますから、危なくて、顔に当たったらどうするのだと思うぐらいのところ、そんなことにグラウンド化してもらうということは全然おかしいなと思っておりまして、今年度そういうことが載っていないので大変ありがたいと思っています。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。河川敷の迷惑利用、これは今の特定の場所ではなくて一般的な話ですが、それについては後ほどまた改めて意見交換をさせていただきたいと思っております。

先ほど済みません、飛ばしてしまいまして。西村さん、どうぞ。

○西村

中州の除去問題について、先ほど手を挙げまして申し上げようと思ったのですが、ちょうど事務局のほうがかちっと説明をされましたので、私は重なるのではないかと。

といいますのは、中州の除去については第一期にも相当議論をしたはずですが。それについては治水問題、景観問題あるいはまた野鳥との自然問題、こういった等々について鴨川の中州については相当の問題点あるいはまた課題がある。こういったことで検討された結果、アクションプランで、中州は10カ年にわたって除去方向にするということで試行錯誤しながらやっつけていこうと。そういったことで議論され、あるいはまたその議論を復活するというのも、これもまた必要かと思いますが、そういった経過があるということ。

それと、ちょうど2カ所、3カ所で昨年除去されました。2割残すという、景観上はもう5割ぐらい残っているような感じがいたしますけれども、そういった中で、やはり景観上あるいはまた治水上、あれは相当効果というのですか、意義があるというふうに私は思います。私は毎日、上流ですけれども、歩いておりますが、そういった面からすると、市民、府民の感想という観点だけとってみても非常に好評な意見が多い。

ところが一方では、この質問にもありますように、野鳥が絶滅したと、こういうふうな表現もございました。ホタルの問題もありましょう。

そういったことで、改めてそういった面で、両論あってなかなかまとまりにくいかもしれませんが、やはり除去の方向で、20年間放置されてきたわけですから、やはり鴨川は人口河川であり、そしてまた自然を生かす、また今後の観光資源にしていくという観点で、広い意味での検討が必要ではなかろうかと、こんなふうに思います。

どうも先ほどの事務局の御発言に何か重ねたようなことを申し上げて恐縮でございます。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○松井

済みません。先ほど、私も思うのですけれども、鴨川はきれいなほうがいいですから、ジョギングロードとか花を植えるとかそういうのは賛成なのですけれども、ある一方でグラウンドがなくなったということで非常に困っているところもあって、例えば京都サングの下部組織である葵という少年サッカーのところがありますけれども、練習ができない、練習場所がなくなってしまったと。だから、毎日違うところで練習しなければいけないと。

少年の、子供たちのサッカーの練習する場所が河川敷からもう省かれてしまったという1つの現状もありますので、きれいにするのはもっともなのですが、それにかわるものとして何かやはり京都市、京都府なりがそういう施設をつくっていくということも大事だと思いますし、野鳥がなくなるというのはとても悲しいことですし、それだったら野鳥公園はまたどっか近くにつくると、野鳥の会の方もおられますから、そういうのにお詳しいと思いますので、そういう別にかわるものをどんどんつくってかないと、その治水だけに、大事なことですが、偏ってしまうと、あとそれによってなくなってしまうものがたくさんあるということも踏まえて考えていきたいとは思っています。

○金田座長

ありがとうございます。治水は大事だし、環境整備も大事なわけけれども、そこだけではなくて、ちょっと総合的に考えないといけないという御指摘だろうと思います。それから、先ほどからの御意見のように、中州を試行錯誤の第1弾として、トライアルですけれども、まず第1回目に方法を仮に決めて、その除去の作業をしていただいたその結果を踏まえてまた次に改めて御議論をお願いしたいと思いますが、そのときに事務局のほうに可能な限りのデータを収集していただくようお願いしたいと思います。

それは次回のほうにまた回させていただきたいと思いますが、ほかに何か御質問などは。はい、どうぞ。

○菅

菅です。いただいています資料3の工事予定箇所一覧という表があります。そのうちの②、③の内容のところ土系舗装とあります。多分、この土系の舗装というのは、土を敷いて固めた形のものになるかと思いますが、この舗装が最近かなり広く使われていまして、確かにコンクリート面などに比べると非常に自然に近い、柔らかい感じの鴨川にふさわしい舗装かと思うのですが、特に賀茂大橋から丸太町橋の間の右岸ですか、これが用いられております。

ところが、この土系の舗装というのは、雨が降りますと、雨水が流れて、川のように溝ができます。特に府立医大の裏のあたりとかあの辺が非常に、ほとんど何本かの小さい川が道を横切っているというような感じで溝ができていまして、自転車で走っていても大きくバウンドしてかごの荷物が落ちたりしたこともありまして、当然乳母車とか体の不自由な方とかお年寄りの車椅子ではかなり難儀されるのではないかと思います。確かに

土系舗装というのは温かくてよい舗装なのですが、雨水によってすぐ川のような溝ができてしまうというこれを何とか防ぐ、例えば部分的にコンクリートの面をつくるとか排水溝を設けるとか、何らかの構造的な工夫によって、せつかくのよいこの舗装、すぐに壊れてしまうような形でなくて、もう少しうまく使えないものではないかと思うのです。

そういう意味で、一度加茂大橋から丸太町間の舗装の特に川のようにできている状況、参考のためにぜひごらんいただきたいと思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。何か事務局のほうで。

○事務局（山本）

確認はさせていただきたいと思いますし、私どものほうはできるだけ体に優しいというのか、多様な利用者がおられる中での舗装ということで、これを進めてまいりたいのですが、今委員のほうからおっしゃられたように、構造的な工夫とか、それから弱いとか傷んだ箇所については、適宜その年度内での修繕ということも実施してまいっておりますので現場の確認とあわせて、そういった少しでも長持ちするような構造、そういったところについては十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御指導なりまた御意見いただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○大牟田

同じなのですが、私が散歩するところは北大路橋から出雲路橋なのですが、ここがもう夜、今は暑いので、8時ごろ歩きますと、砂浜を歩いているような感じで随分壊れているというのでしょうか。それで、雨が降るとまるで道の中を蛇行して、水っておもしろいなと思うのですが、こんな道路でも蛇行しているのです。それで、これは真砂舗装というのでしょうか、でも同じ舗装なのだけれども、そうならないところもあるのですね。

私は芝生広場が問題なのではないか。芝生が余り水を吸い過ぎるのか、水はけが悪いのかよくわからないのですが、この芝生の大きい広場から砂がこう落ちてくるというかな、丘みたいにしてありますので、そういうふうに道路のところはずっと落ちてくるのですね。それがまた川の中に入るといっても、土系の舗装というのはもっと考えないといけないのではないのでしょうか。ここの私が歩いているところはまだ2年か3年しかたっていないと思うのですね。一度、ぜひ見にいらしていただきたいと思います。

以上です。

○金田座長

同じような御議論だと思います。よろしくお願いします。

○杉江

先ほど事務局のほうから五条と御池間ですか、三条も河川敷、先だつてのゲリラ豪雨でかなり増水ということで、もう少し具体的に僕も聞きたいのですが、例えば鴨川のほうの今、きょうお越しですけれども、納涼床のほうの足のどの辺くらいまでいったか、それと右岸の河川敷、人の背で言ったらどの程度までいっていたのかということと、もしこの間のゲリラ豪雨で増水したときは、既に中州を除去した後ですから、もしそのときどの程度の中州を除去の量があつて、もしそのままの状態やったら逆にどの程度まで人の背の高さくらいまでいったかというのは想定は可能ですか。

○金田座長

それはいかがですか。今お答えいただいたほうがいい。それとも5番のところで一緒に。

はい、お願いします。

○事務局

済みません。資料5のほうでまた改めて御説明させていただきますが、即答できるやつだけしておきます。

床のどのあたりまで来たのだという御質問なのですが、数字上でいきますと、三条から四条の高水敷の上に大体水深が30cmから40cmくらい上がったのと違うかなというふうに思っております。ちょうどみそそぎ川がそれぐらいの段差がございますので、ちょうどみそそぎ川が満水のような状態で流れておったというような写真もそういう形の写真を付けさせていただきますので、また資料5の説明の中でさせていただきます。

○金田座長

ほかに御意見あるいは御質問ございませんでしょうか。

それでは幾つか、特に工事技術上の問題も含めまして、御指摘があつたかと思ひます。それらについてもまた御検討をお願いしたいと思ひますが、この今の一連の話と極めて強く結びつくのですけれども、まず報告事項の4番に入らせていただひてよろしいでしょうか。

(4) 鴨川緑地の拡大について

○金田座長

「鴨川緑地の拡大について」という報告事項がございます。その説明をお願いいたします。

○事務局（永濱）

都市計画課の永濱のほうから資料4につきまして説明をさせていただきます。鴨川につきましては、まず水辺の回廊整備・鴨川創造プランの中で、御池から五条大橋の間の右岸の高水敷の整備をするというふうな予定をしております、これに伴いまして都市計画法上の都市計画施設であります鴨川緑地、これの拡大の現在手続を行っておりますので報告をさせていただきます。

鴨川につきましては、柵野から三条大橋の区間につきまして現在鴨川緑地として都市計画決定をしております、ことしでしたら今宮通りから北山大橋間あるいは三条大橋から御池大橋間につきまして、公園として整備を現在進めているところでございます。

この区域を一体的に鴨川公園としまして、憩いや散策、子供の遊びなどさまざまなレクリエーションの場として親しまれているところでございます。今回三条大橋から五条大橋の区間の右岸、西側の高水敷につきまして、都市公園事業を導入した上で、上流の公園区域と同様にでこぼこを解消しまして、歩きやすい遊歩道を整備し、柵野から五条大橋まで、一体的に良好な環境が維持できるよう鴨川緑地の区域の拡大を進めているところでございます。

具体的には、下の絵をごらんいただければと思います。三条大橋から五条大橋の間、赤で囲んでおりますところを今回都市計画緑地として拡大をするものでございます。

横断方向で見ますと、右の標準横断図というのがございます。東側のほうが川端通りの道路区域、これを境としまして、鴨川方向で右岸のほうのみそそぎ川までの間を緑地として指定をするということで進めております。

現在進めておりますのが、この上のフローをごらんいただければと思います。鴨川緑地の区域の変更、都市計画決定は現在進めております、この8月2日、3日に地元のほうで説明会を行いまして、その後、9月に都市計画案の縦覧を行いまして、11月に予定をされております京都市の都市計画審議会で審議を経た後、区域を決定すると、都市計画決定をするというふうなことで考えております。

この決定ができました後、三条から五条の区域につきましては、都市計画公園の事業によりまして整備を進めまして、その日には区域の指定あるいは共有開始ということで、皆さんに使っていただくというようなことで考えてございます。

ということで、報告のほうをさせていただきました。

○金田座長

ありがとうございます。この件に関しまして、何か御質問とか御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋

済みません。少し確認だけさせていただきたいのですが、京都市の都市計画局が岸辺の景観特性に応じた基準というのをつくっていると思うのですが、それとか眺望景観保全地域というものをつくっていると思うのですが、そういうところとは綿密に協議をしながら、鴨川緑地の拡大ということがなされているのでしょうかという確認なのですが、恐らく連携はされていると思いますけれども、府と市とで1つの京都の財産である鴨川を開発するときに、どの程度のきちっとした連携がなされているかということを確認だけさせていただきたいと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。事務局のほうからお願いします。

○事務局（永濱）

今回の都市計画決定自体は、京都市の都市計画審議会で決定いただくということになりますので、京都市の都市計画課さんのほうと現在調整をして進めているところでございます。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○事務局（山本）

済みません。それから、景観等の関係の部分につきましても今回の河川整備計画、それからアクションプランの策定段階で、京都市さんの関係部局にも御説明をさせていただきまして、関係部局から御意見も踏まえた上で計画をさせていただいているということで、今委員のほうから御案内のあったような内容につきましては、十分市、府が連携いたしま

して内容の確認をした上で整備を進めていく、必要な手続を進めさせていただくというこ
とで行っているところでございます。

以上でございます。

○金田座長

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○田中

具体的に、三条から五条までのところの緑地区域というのは、現状をこの写真、絵では
ちょっとイメージでわかりにくいのですが、具体的にどういうふうな緑地帯にされようと
しておられるのでしょうか。ちょっと簡単に教えていただければありがたい。

○金田座長

事務局のほうからお願いします。

○事務局（山本）

整備イメージ図にございますが、現場のほう御存知のように石畳というのですか、でこ
ぼこのりすたの中にも石が挟まっている、もしくは石張りがされているというような状況で、
例えば乳母車とかそういった通行にも非常に支障がある、自転車もがたがたというような
でこぼこの非常にきつい状況が生じておる現場となっております。

そこは当然のごとく緑もございませんので、特に四条から上流、三条、御池ぐらいまで
の間は、例えば夕涼みされる、岸辺で憩われるというような状況ある中で、まずイメージ
的なものとしては、できるだけ緑化を図っていくということで、芝生的な内容になろうか
と思えますけれども、それから今言いました非常に表面がでこぼこしておる状況がござい
ますので、通行しやすい状況をつくっていくというのをこのイメージの中ではお示しさせ
ていただいているところでございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。田中委員、よろしいですか。

○田中

済みません。緑地に、例えばここに書いてありますように公園として整備する、都市計
画施設、これを決定することによって、この地域の、区域の中でのさまざまな制約は、何
か出てくるのですか。例えば、次にする段階として、この公園の中での具体的なことにつ
いては、こういう制約を受けるのだ、あるいは保全しなければならないとか、そういう面

は出てくるのですか。

○金田座長

事務局のほうでもし。お願いします。

○事務局（永濱）

事務局のほうから御説明申し上げます。まず、都市計画決定というふうな、これは緑地として決定をするということになりますので、今後いわゆるオープンスペース、公共空間として維持をしていくというふうなことをまず意味しています。それと、これを公園として整備した後には公園として管理することになりますので、そうなりますと都市公園法あるいは京都府の都市公園条例がこれまでの河川法、あるいは鴨川条例と同時にかかってくるということになります。

具体的には、基本は今までとそんなには変わらないのですけれども、例えば公園特有の規制というのがあります。これは、もちろん柘野から三条大橋の間の現在の公園区域も公園としての規制もかかっているのですけれども、例えば鳥獣類を捕獲し殺傷することですとか、そういうような公園利用者に対して利用を妨げ、不快の念を与え、危険を及ぼす行為、こういうふうなものが禁止をされるというようなことになります。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○田中

柘野から三条までが既に緑地公園として指定されているわけなのですが、例えば出雲路橋の先ほども話題になっていましたグラウンドなどは、ああいう形態をこれからさらに下流でつくるという場合の公園の中での規制には制約されていないのですか。グラウンドみたいなものは。

○事務局（永濱）

現在予定をしています三条から五条の間ですね。この間の高水敷は非常に狭うございますので、今のところ散策路あるいは芝生広場ということで整備を考えてございます。

○金田座長

我々、基本的に鴨川というのは、大雑把に都市公園に準じた空間という認識で、そういうふうな認識で話を進めてきたというふうに理解をしているのですが、今までの取り扱い上、正式には三条大橋より上の部分が鴨川緑地として指定されていたけれども、三条大橋、

五条大橋間はそうではなかったという実態があって、それを今度拡大しようというのがこの案で、そうすることによって何が変化するのかというのは、これは私の理解が間違っていたら、事務局のほうでちょっとまた御意見いただきたいのですが、要するに河川敷の管理については京都府が河川管理の基準に従ってやっていると、工事もその基準でやっていると。ただ、できるだけ府民の、あるいは市民の意向に沿った形でいきたいということではあるのだけれども、そこでやっていると。しかしながら、今度この鴨川緑地として拡大をするということによって、都市公園に準じた空間というのがもっと明確に都市公園に準じた空間として位置づけられて、京都市の政策と結びついて、あるいはその工事についても河川管理という関係だけではなくて、鴨川緑地という視点からもその施策の実施が行われるというような理解でよろしいのですか。非常に単純ですけど。

ちょっと御意見ををお願いします。

○事務局（山本）

もともと鴨川については、座長から今お話がございましたように、公園に準じた、もちろん上流部というのですか、終野堰堤から三条までは鴨川公園ということで利活用していただいとるわけですが、その他の部分についても、今回の創造プランの中でも、そういった考え方に準じて都市空間として良好な利活用が図っていけるようにしていこうというコンセプトというのか、考え方のもとでやっておりますし、今回の三条、五条間の右岸高水敷につきましても緑の少ないところであること、利用の非常にしづらいところがあって、あわせてそういったところを緑地として管理していけるように手続をとっていこうということで、上流での利活用と同じような状況で利用していただけるということで、特に大きな制限として変わってくるようなことはないというふうに考えてございますので、座長のおっしゃっていた御説明で間違いないかと思っております。

○金田座長

それで、もう一つ御説明をお願いしたいのですが、二条からしかみそそぎ川はないのですけれども、二条、三条間に赤い点々が伸びていますよね。その説明をちょっとしていただいけませんでしょうか。

○事務局（永濱）

この絵の中で説明のほう漏れておりまして申しわけございません。二条から三条間で赤の点線が書いてございます。これは凡例のほうに、今回鴨川の緑地から外す区域というこ

とで、みそそぎ川ということで考えてございます。今までは鴨川の緑地ということで、このみそそぎ川はかかっておったのですけれども、この二条から五条のみそそぎ川につきましては、鴨川の納涼床が占用されるという区間になっておりますので、時期によりましては、いつでもどなたでも自由に公園として利用できる空間とはちょっと言えないというようなことも考えておりますので、一定この区間につきましては将来的な公園として利用するというふうなことはちょっと難しいと考えておりますので、今回二条から三条のみそそぎ川、これにつきましては除外させていただくということで考えてございます。

○金田座長

わかりました。具体的には、納涼床のような利用のタイプを許容する、具体的にはほかにもあるかもしれませんが、というようなこともあってそこを外すというわけですね。

○事務局（永濱）

はい、そのとおりです。

○金田座長

しかしながら、ここは河川管理の上からは従来と同じことだということでもいいですね。

○事務局（永濱）

それで結構です。

○金田座長

ということのようでございます。何か御質問ございませんでしょうか。

どうぞ、大牟田さん。

○大牟田

5月の京都新聞に、国交省によると河川敷利用を定めた河川法の準則を見直すというのが出ていました。そして、その梅雨とか台風などで、増水する時期でも、河川敷の安全が確保できるかどうかという条件を満たすかどうかということで、オープンカフェとかいろんなものを許すというようなことが新聞に出ていたのですけれども、三条から四条の間、この間みたいな、ここの写真みたいなことになりますね。何年か前に同じことをいつか御説明いただいています。そうすると、この緑地は何かの工夫が要るのではないのかしらと素人は思いますが、いかがでしょうか。

○金田座長

お願いします。

○事務局（山本）

はい。当然、一般の方々に御利用いただくというところがございますので、その利用制限というのですか、そういった時期、その危険があるときの利用制限とかそういったことは当然させていただくことになろうかと思えますし、水もつかるところということも前提にしたような表面の保護とかいろいろな工夫はしてまいらなければならないかなというふうに考えてございます。

やはり準則のほう、かなり河川という公共空間を利活用して、まちづくりに資するというようなことで、国土交通省のほうもいろいろと幅広く準則の見直しをしていこうということが記事に載っておったかと思うのですけれども、鴨川についてはそれ以前からこういった形で、納涼床というような形で利活用されてきた歴史的経過の中で、先んじてやっておった川というようなところもございまして、その中で適正な利活用を十分図ってまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○金田座長

西村さんもどうぞ。

○西村

今、鴨川緑地の拡大ということでいろいろ御説明いただいて、非常に結構なことだと、こういうふうに思います。

そういった中で、御質問もありましたように、鴨川緑地というのはどういう内容なのという御質問について、まだもう少し鮮明な内容がいただきたいなど、こんなふうに思っておるのですが。

それと、こういう形で緑地が拡大され、いろいろ開発されていくというのは、非常にすばらしいことだと思うのですが、前回もそういう話が、御意見があったかと思うのですが、23kmかそれだけの鴨川が一律的に開発されるということではなくて、やはり上流域は上流域、中流域は中流域、下流域は、これはまた具体的なプランが前回、前々回も説明されましたけれども、こういった形で本当にそれぞれの特徴を生かしていくということも、これまた必要なことで、今の五条、三条の間にグラウンドができるはずはありませんので、そういった面で、あと梅雨前の豪雨の問題とか、あるいはまた迷惑利用の問題とか、これと関連してしまうと思いますが、そういった面で上流域、中流域、下流域のそれぞれの特徴

を常に念頭に置き、そしてまた開発もねらっていただきたい。

それとさらに、北部地域の森林地帯というのでしょうか、溪谷地帯というのですか、そういったところも、これまた自然公園だとかそういった話も出ようかと思うのですが、そういう意味での特徴も生かしていくということがよろしいのではないかなと、こんなふうには私は思います。

○金田座長

ありがとうございます。特に、これは今までもそういうふうな方向で、皆さんからも御主張いただいているかと思えますけれども、その流域一律ではなくて、それぞれの地域の場所の個性に応じた対応をする必要があるという御意見であろうと思います。

ほかに何か。はい、どうぞ。

○松井

三条から五条の間ということで、これは鴨川としてのメインになるようなところだと思うんです。これは観光的な資源としてメインになるということで、公園の整備と同時に今回討議、意見交換の内容で申請されているように、例えば案内板ですね。案内板を三条から五条の間につくって京都の歴史を紹介するとか、東山の神社仏閣のほうへ観光客を誘導するか、また反対に誘導してくるかというような案内板ですね。そういうのもつくったほうがいいと思いますし、意見に載っていたように公衆トイレですね。もう一点聞きたいのは、公衆トイレというのは、この公園の中で、この河川敷でできるものなののでしょうか。

○金田座長

事務局のほう、お願いいたします。

○事務局（山本）

はい。トイレの関係でございますが、こういった河川敷のところでは、やはりトイレの設置というのは難しいかと思っております。丸太町の東詰めとか、先ほどの有料駐輪場の設置のような上の河川区域の堤防の上のところ、そういったところを利用して実際に設置しているところもございますので、特に三条、四条、五条というのは、非常に距離が長うございますので、公園の利用としていったときに、そういった利便性を向上するような施設の配置というのも十分検討していかなければならない課題というふうには認識しております。

○松井

わかりました。トイレは無理だということですね。

ただ、公園ですから、散策されるのにちょっと一服されるということで、ベンチの設置とかそういうものか案内所みたいなものですね。どっかで観光案内所みたいなものをつくるような形のものを設けられるのに最適な場所だと思うのですけれども。そうすると、かなり鴨川に集客できるのではないかと、まだ集客の要素があるのではないかと思いますけれども、そこまでやっぱり公園は発展させていかはるわけですかね。緑地だけではなくて、観光資源として。

○事務局（山本）

おっしゃられましたように、観光客の利便を図っていくために、こういった、例えば先ほどおっしゃられましたように、東山から四条、三条のほうへの動線とか集客の関係、観光の関係ではいろいろな問題あるかと思しますので、そういったところは少し検討はしてまいりたいのですけれども、案内板とかそういったところ、それから当然公園としての休憩の場所といったことについては、今回の整備の中でこういった形で実現できるかというのは、検討して進めていくべき課題というふうには思っております。

○金田座長

ありがとうございます。いろんな御意見あるかと思えます。それは、また取り上げて議論を続けなければいけないと思えますけれども、恐らく河川敷である以上、河川管理の立場から恒久的な施設をつくるというのが難しいということが一つ原則としてあると思えますし、しかしながら一方で、こういう鴨川緑地という都市公園に準じた空間として、人々に利用していただくというための利便性を考えるということも必要なのだろうと思えます。それから、ずっと先に御指摘いただいておりますが、河川敷以外のところとの景観上の調和とか、特性を大切にするというような大原則もまだ一方であろうかと思えます。そのあたりの接点で進められるのではないかと思いますけれども、進める必要がまだあると思えますが、そういった点も含めてまたいろいろな御意見がありますので、それを含めて御議論いただきたいし、御検討いただきたいのですが、今回のこういった鴨川緑地を拡大するというそのものについては、基本的に大きな問題はないというふうに皆さんもお考えのように思えます。

きめ細かくそのあたりは御検討をお願いしたいと思います。ちよつともう一つ、恐らく皆さん方の中でずっと気になっていて、先送り先送りに順番上なっておりますが、この

間の集中豪雨の話の報告をいただきたいと思いますので、次の報告事項の5番のほうに入らせていただいでよろしいでしょうか。

(5) 7月13日～15日の梅雨前線豪雨について

○金田座長

「7月13日～15日の梅雨前線豪雨について」ということですが、まず事務局のほうから御報告をお願いします。

○事務局（福井）

それでは、資料の5について御説明いたします。7月13日から15日の梅雨前線の豪雨では、鴨川流域を初めとする京都市が大雨に見舞われまして、近年にない増水でございました。その状況を数値で御説明いたします。

資料にありますように、市内の上賀茂では323mmの大雨が降りまして、1時間に44mmも降った時間帯もございました。水位も荒神橋で2.08mになりまして、高水敷の低くなっている橋梁の下とか三条から四条の高水敷や七条付近の高水敷も浸水しております。その結果、ごみや流木は大量に流れまして、御池大橋から五条大橋の高水敷を警察からの要請によりましてバリケードによって進入禁止の措置を講じております。幸いなことに人的な被害はありませんでしたが、資料にありますように、ホームレスの小屋が8カ所流されたりしております。

今回の増水はピーク時に荒神橋のところで $530\text{m}^3/\text{s}$ の水量でございましたが、ここでは一応 $1000\text{m}^3/\text{s}$ の能力がございまして、問題があるような増水とまではいきませんでした。北大路橋の下流と三条大橋の下流の右岸、高水敷のところ、それから四条大橋の上流右岸の高水敷のところ、それと勸進橋の下流域の状況の写真を載せております。

それから、裏面をごらんいただきたいと思います。出水前、6月と今回の出水後の中州の比較を載せております。上の2枚は、中州管理をして中州を除去した箇所でございます。鴨川の御菌橋の上流の出水前と出水後、それから高野橋の河合橋付近ですね。出町のところですが、その出水前と出水後。それから、下の2枚が中州の除去をしなかったところ。鴨川の葵橋上流と下が鴨川の二条大橋の上流の出水前と出水後の写真でございます。

中州の管理を行った箇所では、州の形が変形したり、礫質の州になったりしているところ

ろがございました。それから、中州管理を行っていない箇所、下の2枚のうち一番下の二条大橋の上流のところですが、中州管理はしてなかったのですが、中州がすべて消えてしまっております。ここは、この二条大橋の下流のところの中州の除去をしておりますので、その影響が出たのか、中州がすべて流れてしまったというふうな状況でございます。

報告は以上でございます。

○金田座長

かなり大幅な変化があるのだということでございますが、何か御質問などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○田中

先ほどの質問なのですけれども、もし例えば中州を、今の三条、四条、御池のほうの取ってなかった場合のほうのときは、どれくらいまた上がったものかなと、そんなのは想定できますか。

○事務局（山本）

除去量で、どの程度の量、計算はできると思います。施工前の断面と施工後の断面。例えば今回の流量流したときに、水位がどの程度来たかという計算、これは仮定計算になりますけれども、そういう数値はお示しできると思いますので、ちょっとお時間いただいてまた報告させていただきたいと、この会議でもさせていただきたいと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

この絵の1番目で御園橋の上流、中州管理を実施した箇所、左の絵がまだ中州管理をしていない絵なのですか、それともした後の絵なのですか。出水前の左側の写真は。

○事務局

済みません。ちょっと上のほうに6月17日、7月23日という月と日だけ書いてございましたよね。これはことしの平成22年の写真でございます。つまり、田中様がおっしゃっていただいているとおり、これは中州管理をやった後、ことしの6月17日に撮った写真でございます。

○田中

左側が。

○事務局

はい、そうです。

○田中

左側が取った後。

○事務局

はい、そうです。

○田中

かなり両側の緑は、河岸に近いほうの緑は残してあるということですね。これは意識的にそのようにしようということ。

○事務局

ちょっと写真が小さく載せておりまして見にくうございますが、中州管理をやるときの工夫の仕方の中で、寄州は取りまして中州を残すということで、この場合は、業者さんがちょっと工夫してくれたのですが、中州を真ん中にぽんと島状に残すのではなくて、細く2本の線のように残してくれたところがございます。ちょっと見にくいですが、川の中にどういったらいいのですかね。真ん中にこう水が流れるところがありまして、両側に中州があって護岸までの間に水が流れる空間があったというような形の写真でございます。

○田中

そうすると、出水後の23日は、これ両方ほとんど流されていますね。

○事務局

ごらんいただいたように、非常にこう細い中州になってしまったと。試行しながらということなので、こういう残し方をすると、洪水のときに流されやすいという例になってしまったのかなと。

逆に、その下の高野川の河合橋をごらんいただきたいのですが、ここは大胆に島状に残してみたのですが、すると草の部分じゃなくて、その横側のところに礫河原の島ができたというような形でございます。この部分については比較的、ある意味中州として安定したものがこの位置ならば残るのかなというようなところで、うまいこと残ったのかなと思います。ちょうどここ、イカルチドリの生息区域に入っておりますので、ちょっと今後注目

していきたいなというところで写真を載せさせていただきました。

以上です。

○田中

先ほども杉江委員からちょっとお話がありましたが、結局堆砂があっても、こういう未曾有というか、すごい豪雨が来たときには流してしまうのだと。これが自然の川の歴史だという観点からいけば、何十年かわかりませんが、一度こういう攪拌が起きるといことは、川にとって当然、自然の摂理であるという見方をすれば、そんなに意識的にしなくてもいいと。いや、いいとは言いませんよ。そういう考え方も一方で出てくる。あるいは、それが本当の川の自然のサイクルかもわからない。

今これ絵を見させていただいて、杉江さんがおっしゃったように、では堆積がすごかったから流量が少なくなって非常に流量がふえたときに、流量がオーバーして、水害の弊害が出てくるのではないかという見方と同時に、こういう大増水が堆積した土砂を流してしまう。

一方で、しかしこれが上流から余りにも大量の土砂が流出しますと、下流の橋げたにどう影響を与えていくかという問題は、やっぱり素人としても残るわけですね。御存じのように単なる水の圧力ではなくて、土石流の圧力というのはすごいわけですから、そういうことも踏まえて考えてみると、やっぱり中州を取るということは、非常に判断が難しいし、余り人工的にやりすぎてもいけないしと、実は今回の水害で、ちょっとそんなふうにご考慮して、やはりより難しい問題だなというように思っています。

私個人としては、余り今回のように長い間たまっていたらやはり人工的に少し取らなくてはいけないし、やっぱり10年か、あるいは20年に一度こうして洪水が起きれば自然に土砂を流すというのも自然の摂理ですので、その辺の判断が非常に難しいなど。これは一つの私の感想でございます。

○金田座長

ほかに何か御意見や御質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○大牟田

これは勸進橋よりも下流のほうはどうなったのでしょうか。一番弱いのは、たしか京川橋とかあちのほうだったと思うのですが。

○事務局

事務局のほうから御説明させていただきます。写真のほうは勸進橋の下流の増水の写真を載せております。おっしゃられているのは、断面的に治水上厳しいところというのは、以前整備計画を御説明したときに言うておりました三条とか四条とか、そちらのほうがやっぱり非常に厳しいということを御説明したかと思えます。

大牟田委員が言われている下流で厳しいところの京川橋というのは、ここで行きますと、川の高水敷というふうに今まで呼んでおりましたところに農地等もあって、今後河川改修しなくてはならないという意味で、厳しいというお話をされているのかなと思うのですが、この出水によりまして、その部分につきましても水がかなり乗ってきたというふうに現地のほうを確認させていただいております。

被害としては、その部分も実はホームレスさんの小屋があったり、犬を河川敷で飼っている方おられたのですが、そういったものが被害を受けられているというふうにお聞きしておりますが、堤防、河川施設、あと人命にかかるような被害というものは聞いてございません。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○池永

この写真なのですけれども、多分左側の中州管理した写真としていない左側列の写真に対しまして、右側の洪水の後の写真、これはどちらの風景がいいかということに関しましては、人の感性でいろいろあろうかと正直な話、思うのですけれども、今中州を取ることに関しては流れる量の点から言えばないに越したことはないというお話は前面に出ていると思うのですけれども、もう一つ今回、洪水の三日目ですかね、高野橋から御池、三条まで、朝の出勤前でしたので、9時前に歩いて、三条大橋の下の河川敷ですね、あそこに水がまだある状況を見ましたのですけれども、一つ川の絶対的な断面に対する流れる量ともう一つは中州を取ったことによる水の衝撃力ですね。多分、中州があったら、流れる衝撃力というのはかなり緩和されるのではないかと思うのですよね。正直な話。ススキの木とかそういったもので。一部分を取ることによって、その下の保護すべき、例えば先ほど申しましたようなホテルの生息地域まで衝撃力によって流されてしまうと。そういうのが科学的にあるのかないのか、私は多分そういう影響、結構出ているのではないかと思

うのですよね、今回。ちょっとその辺、もし御検討されてらっしゃいましたら御返答いただきたいと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局

一般のお話でございますが、中州があったり、川の中に草、場所によっては木とかも生えているところがありますと、当然それが水の流れる阻害要因になりまして、水が流れにくくなります。当然、洪水の場合は上流からどんどん水がやってまいりますので、流れにくくなりますと、そこで水、水位が上昇してくるといような事象が見られるのかなというふうに考えております。そういった意味で、中州管理のときの議論の中でも、そういうようなお話を少ししていたかと思うのですが、断面的に厳しいところで中州があると、水が上がってきて、場合によっては洪水によりまして周辺への浸水被害が生じてくることも考えられると。そういったことから、断面的に厳しいところについては中州を除去させていただくという考えで、今進めているというところでございます。

一般のお話で非常に申しわけございませんが、以上でございます。

○金田座長

これはなかなか、今のいろいろな御意見にも出ておりますように、判断の難しい、しかし一方で衝撃的な写真でもあろうかと思いますが、とにかく中州管理につきまして、これは次回のテーマにもなるかと思いますが、本日いただいたような観点も含めまして、データをお示しできるのであれば、準備をしていただくということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。中州管理につきましては、次回改めてまた意見を交換させていただきたいと思います。

そうしましたら、これで一応報告事項は終わりましたが、本番の意見交換はまだでございますが、ちょっと休憩を入れさせていただいてよろしいでしょうか。事務局、10分ほどでよろしいですか。

じゃ、10分間休憩をとらせていただいて、その後始めさせていただきます。私の時計は22分くらいですので、32分くらいになろうかと思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。

〔休憩〕

3. 意見交換

(1) 河川敷の迷惑利用について

○金田座長

それでは、10分経過したと思いますので、再開させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○金田座長

そうしましたら、早速でございますが、意見交換に入らせていただきます。意見交換のまず1番目は「河川敷の迷惑利用について」ということでございます。これにつきまして、まず事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは、資料の6について御説明申し上げます。メンバーからの提案の議題で、鴨川河川敷の利用に係るものが多くございましたが、今回は特に周囲に迷惑をかける利用に注目して意見交換をお世話になりたいと考えております。

資料に一般的な利用の写真をまず載せております。鴨川では、条例で禁止区域を決めた行為を除いては、この写真にありますように、飛び石を利用したり、右の写真のように、散策をされたり、自由に御利用していただくことを想定した管理を行っております。

しかしながら、次の鴨川条例で規制していない迷惑な利用というところに参りますけれども、その下の写真でございますように、鳥のえさやりとか2番目のところでは、これは例として綱引きを載せておりますけれども、短距離走とか綱引きなどの大規模な競技利用で使用されていることとか、3番目ではゴルフの練習の写真を載せておりますけれども、こういった利用、それから4番目では大音量の楽器の演奏として、写真に載っておりますのは、太鼓とか笛の演奏ですね。

それから、裏面に行きまして、自転車の並列の走行、それと自転車の高速の利用ということ、それから6番目で花見の場所とり、これはちょうど出町のあたりですね。それから、7番目でマナーの悪いペットの利用ということで、犬のリードなしでの散歩といった行為がよく見られるところでございます。

当然、この写真の行為につきましては、他の方への迷惑をかけないようにということで、

管理者として注意もさせていただくこともございますが、鳥のえさやりへの注意などは日本野鳥の会の中村委員にもお世話になっているところでございます。

しかしながら、鴨川の河川敷の美化も進みまして水質もよくなっている状況で、さまざまな利用者が多く詰めかけておられますので、マナーを呼びかけるだけでは改善の兆しも見られないところでございます。

次に、寄せられている苦情とか要望を裏面のほうに載せておりますが、目に余る利用も出てきているところでございます。

そこで、どこまでが迷惑行為であるかとの線引きは、個々の問い方によっても異なるところでございますけれども、不快な思いの方がおられることは事実でございまして、鴨川河川敷の利用のあり方について、皆様方で意見交換をしていただきたいと存じます。

なお、きょう参考までに中村委員のほうから提供いただきました「野生の生き物は自然のままに・・・」というチラシと国土交通省淀川河川事務所の「S t o p t h e 危険・迷惑行為」というチラシを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。河川敷はより多くの方に十分楽しんで利用していただきたいというのが基本でございますが、それが御本人は迷惑だと思っていないかもしれないのですけれども、ある利用の特定の利用の仕方はより多くの方の利用を妨げたり、あるいは場合によっては危険であったり、それからさらにそれが周辺住民にまで影響を及ぼすということもあり得るわけでございます。これらに関しまして、まずは御意見をいただいて、その御意見をもとにしてまたいろんな方策を考えないといけないということだろうと思いますが、まず御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

例えば、①番、鳥のえさやりというのは、鳥にえさをやるというのは、それを楽しみにしている人からすれば、何の罪の意識もなく鳥にえさをやっておられるということになるのだろうと思いますが、自然の恐らくは生態系を崩すことになるのではないかと思いますし、それが高じて例えば弁当を襲撃に来るトビが出現しているとかというような問題もあります。

鴨川ではございませんけれども、あるいは鴨川にもひよっとしたらあるのかもしれませんが、例えばちょっと過疎地に近い山麓とか過疎地のところに行くと、野生の獣害が頻発

しているようになっています。その一つに、例えば人間を恐れない動物というものを出現させてしまっているというようなことも背景にあるというふうに、いろんな報告で出ているのですけれども、さまざまな問題があると思います。

何か御意見をいただけたらありがたいと思います。はい、どうぞ。

○高橋

自転車のことについてなんですけれども、自転車の並行走行とかぶつかるとか危険とかということがここにあるのですが、実は近年、私はコペンハーゲンの事例を見てまいりまして、コペンハーゲンは数年前から自動車通勤をやめるという、要はエコの観点でやめるということで自転車の通勤にシフトをどんどんしていつている。その一つの方策として河川を利用するというのがあるようです。河川に専用ロードをつくって、あるいはコペンハーゲンは自転車専用の橋もつくっていると。要は、川を中心にしながら川から一般の道路の橋を使わずに自転車専用の橋ができていて、あるいは交差点も高架になっているところは自転車の専用のロードがあるというふうなことで、コペンハーゲンの交通事情は非常によくなって自動車通勤が減ってと、そういうのを見たのですけれども、鴨川の自転車の問題についても、これはうまく利用すれば京都の北から南、大きく貫いている大動脈になりますので、あるいは例えば四条であるとか五条であるとか七条であるとか出町柳であるとか、交通のアクセスの非常に便利のいいところとも接点もあるということと考え合わせると、これをうまく利用することはできないであろうかというふうに私は思います。それを利用することによって、鴨川の利用価値も上がり、トラブルもなくなる、そういう開発であるとか計画であるとかということも検討されてもいいのではないかなというふうに思っております。

さらに、自転車だけではなくて、先ほどグラウンドの話も出ましたけれども、例えばマラソンをする学校教育の一環として公園を使う、あるいはお年寄りのグランドゴルフのスペースをつくるであるとか、いろいろ区分けをしながら、すみ分けをしながら、いろんな価値観を持った人の鴨川の活用、楽しみ方、利用ということをそういう視点で検討したほうがいいのではないかなというふうな気がします。

例えば、ゴルフの練習であるとか、これは実際にボールを打つと危険を伴いますけれども、ある程度の例えばエリアを設けて行うであるとかということも可能なのではないかな。すべて迷惑である、規制するという視点ではなくて、いかにうまく利用できるかという視

点で検討していただいたらいいのではないかなというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。積極的な利用を図ったらいいというような御意見だろうと思います。

ほかに。どうぞ。

○池永

私なども自転車で鴨川の河川敷を走るのが非常に好きなほうなのです。ただ、歩いているときには、逆に自転車で高速で走っていかれたら怖いなという思いをするときもありますので、かなり利用の区分に関してはある程度明確な基準をつくってやる必要があるのではないかというふうに思っております。

今、私などが一番迷惑というふうに考えておりますのは、高野川の場合、河川敷が非常に狭いです。出町柳から上流に向いましてですね。そこに犬を飼っている方が非常に多くいらっしやいまして、朝夕犬の散歩をされるわけですね。大半の方はふんの始末はしていらっしやと思うのですけれども、1人か2人、例えばそういうことをされない方がいらっしやいましたら、朝夕2回犬がうんちするのか1回しかしないのかわかりませんが、1日1回としましても毎日犬の散歩をやられましたら、そのふんの処理が自然になくなるといったら1週間から10日は最低かかると思うのですよね。そしたら、1kmぐらいの距離の間に犬のふんが10カ所、20カ所、1人のそういう迷惑な利用者のためにたまってくると。狭い河川敷、1mぐらいの幅の歩道にそういったものが点在してくるわけですね。これはやはり非常に気分よく歩きたい人間にとっては迷惑なのですけれども、1つはこういったものを条例で例えば罰金刑があるのですよという必要性と、もう一つは例えば今、打ち上げ花火の禁止が条例で規制されるかと思うのです。ただ、打ち上げ花火の場合でしたら30分、1時間、子供が遊んでいる可能性があったら、それを取り締まるのは警察なのかだれかよくわかりませんが、それは取り締まりは可能なのかもわかりませんが、犬の散歩とかゴルフの練習なんかを実際に例えば条例化したとしましたら、その条例を有効に、本人の自覚で条例で禁止されておりますよというのがわかる方はそれはそれでいいのしょうけれども、実際その条例の有効化という点においてだれが一体、住民同士であればけんかになったら怖いという思いを大概の方は持っていらっしやるので、なかなか注意もされないかと思うのですよね。そういった有効性の問題もやはり1つ考え

ておく必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○金田座長

要するに、方向を決めるにしても、それをうまく実施できるかどうかという部分を視野に入れないとだめだということですね。ありがとうございます。

ほかに。はい、どうぞ。

○久保

久保でございます。これ現状は、例えば警告というか、こういうことは迷惑になるのですよというふうなものは、行政としては何か設置されたりはしていませんよね。

○金田座長

事務局のほう、お願いいたします。

○事務局

例えば、鳥のえさやりにつきましては、京都市内の部分につきましては、別に林務事務所という京都府の事務所がございまして、そちらのほうと土木事務所で連名でえさやりをやめてくださいというような形で看板を以前からつけさせていただいておりますし、先ほど座長のほうから空を飛んでいる鳥のトビの被害のことがございましたが、鴨川でもやっぱり起きておりまして、ことしに入ってからはお弁当をとられたり、女性の方がつめでかかれてけがをされたというお話を聞いておりましたので、そういう箇所を重点的にトビが飛んでいて非常に危ないです、えさやりはやめてくださいという形の看板を追加設置させていただいたところでございます。

その他、綱引きであったり楽器の演奏であったりゴルフの演奏であったり、非常にゲリラ的ということなのですが、いつどの場所でやられるかというのはなかなかわかりませんので、その都度巡視している職員が注意をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○金田座長

どうぞ。

○久保

先ほどおっしゃられたように、条例等でくくるというのは、モラルの問題という部分もございまして、ちょっと難しいのではないかということで、今ちょっとお伺いしたのは、

ゴルフのことに關しても、やってらっしゃるのを見られて危険ですよというよりも、鳥のえさやりのことについてもやっぱりそういう警告等が出ていれば、それで全部よくなるとはとても言えないかもわからないのですが、それをごらんになった方が「ああ、やってはいけないのだな」と思われる方も多少はおられるでしょうし、もちろんこのゴルフに關しても自転車の高速走行に關しても、何がしかの警告文というのですか、罰せられますよではなくて、こういったことは迷惑行為になるんですよ、だれでもわかっているから当たり前でしょうというのはちょっと傲慢な考え方で、モラルは個々によって違うわけですから、そういう警告文みたいなものを掲示されるということも必要なのではないかなというふうに思うのですけれども。

○金田座長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○菅

菅です。こういう迷惑な行為をしている人たちというのは、恐らくこれが迷惑行為であるとか、あるいはまた迷惑な行為をしているということがわからない人が多いと思いますね。

それともう一つに、例えば楽器の音の大きさにしても、どの辺までが迷惑で、どの辺までが気持ちがいれななんかとか、自転車のスピードにしても、どの辺までが安心なのか、どの辺が危ないかとか、物すごく個人個人の受け取り方もありますし、実際危険とか迷惑行為の及ぼす影響の仕方も違うと思いますし、それを1つの看板に書くというのはなかなか大変なことですし、仮に書いたとしても皆さん一つ一つ読んでくれないと思いますね。

かといって、やはりチラシなり看板で迷惑行為はよしましょうというようなことは必要かと思うのですけれども、それにさらにもう一つ、できるかどうか、できたらいいなと思うのですけれども、パトロールみたいなのをつくって、これは行政でやりますとまた大変ですので、まずボランティアで、しかもこういう迷惑だけのパトロールだけだとおもしろくないので、鴨川の保全にかかわるパトロールということで、何か実際にそういうことをやりながらわかりやすく、優しく指導してあげる、教えてあげるという形でやることも1つの看板に書いたことのさらに補助的なやり方ではないかと思うのです。

1つの例が皆さん、御存じの方もるかと思うのですが、植物園に今巡回パトロールのボランティアの組織があります。たしか「なからぎ会」と言いましたかね。特に、植物園

内のごみ集めとか、ごみとか迷惑な行為をしているとか、あるいは草木が枯れてないとか、そういうことをチェックしながら巡回するパトロールなのですけれども、結構人気あるんですね。競争率があるぐらいに人気あるのですが、結構そういうことを楽しみながらやると、植物とか自然の中で楽しみながらそういうボランティアをするという人も結構おられますので、できたら鴨川についても鴨川保全パトロールのような感じで、そういう迷惑行為も、それから鴨川のいろんな草木の保全も、あるいは先ほどの道の穴があいてないかどうかといったことも、そういったことを含めた巡回というのですか、ボランティアの形でできるようになればいいのではないかなと思っております。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに御意見は。

はい、どうぞ。

○上田

京都市では路上喫煙禁止法というのが条例として段階的に成果を上げているようでございますけれども、府とか市とかが迷惑行為防止条例というようなものを定めるということは難しいのですか。

○金田座長

事務局のほうで。はい。

○事務局

例えばですが、京都府の迷惑防止条例というものがございまして、その中では鉄棒であったり木刀であったり、そういったものを振り回して公衆に不安を覚えさせるようなことをしたり、そういうもの携帯をしてはならないというようなところがございまして、多分ゴルフの練習などはこういったものに当たるのかなということで、他府県でも同じなんですけど、迷惑行為防止条例等で御指導されているやに聞いております。

例えば、犬のリードなしで散歩している者についても、犬の種類にもよりますが、大型犬とかでありましたら、他者に危害を及ぼすということで、軽犯罪法とかそういった世界になってくるのかなということもございます。

他の法律、条例等で対応すべきものについては、既に関係部署のほうと調整もしておりますが、今おっしゃっていただいている、ここで挙げておりますすべての項目を条例化していくというのは、なかなか現実的ではないのかというふうに考えてございます。

以上です。

○金田座長

今のことに関連して私はたまたま思い出したけりけれども、イギリスなんかでは農村に対してルーラルコードとかと言っていました、こういう理由でこういうことをしたらだめだとかというようなことを法律でも条例でもないのですが、コードと称するものをつくって、罰則規程はないのですが、それを非常に熱心にPRしまして普及をして、その理解を求めるといふ作業を随分熱心にやっ、もう数十年前からやっておりましたが、何かそういったことも今ひょっと思い出しまして、ボランティアとか云々という御紹介もいただきましたけれども、何かいきなり条例とかということではなくて、その中間的な啓蒙・啓発活動というのがあり得るし、重要ではないかなということは今ちょっと思いましたが、余計なことを私が口を挟みましたが、ほかに何か。

どうぞ。

○中野

ちょっと先ほどの事務局の補足をさせていただきますでしょうか。

○金田座長

ああ、そうですか。はい、どうぞ。

○中野

条例に関しましては、動物の飼育に関する条例というのもございまして、リードの関係とか迷惑行為についても触れている部分があったかというふうに思っています。

ただ、罰則にすぐ持っていくような規制とか運用面ではなかなか難しい面もあるというようにもございまして、皆様方にもっと多方面からの御意見をいただければというふうに思っております。

○金田座長

そういうことだそうですが、特にこういったチラシなどもつくっていただいでやっ、いただいでいるのですが、どうしてもこれは個別になりますから個別でも理解を求めるとは大事なことなのですけれども、そうじゃなくて全体をもうちょっと包括的に理解をしていただくような方向で進めるといふことも大事だろうなとは思っています。

ほかに御意見は。はい、どうぞ。

○田中

田中です。今、巡回パトロールをやっておられますよね、自動車で。あれは今、何台あるのですか。

○金田座長

はい、お願いします。

○事務局

今、平日でまいりますと、職員が1名おまして巡回・巡視をいたしております。もしかすると鴨川条例の上に青いパトライトをつけている車のことをおっしゃられているのかもわかりませんが、それは出町を境に上流に1班、下流に1班という形で2班配置してございます。

○田中

巡回しておられますよね。

○事務局

はい、そのとおりです。

○田中

その都度、目についた行為については、多分指導したりいろいろお話ししておられると思うのですが、以前にも少しお話ししたことがあると思いますが、行政と府市民との協働という意味合いからいけば、やっぱり住民参加の河川の保全の仕方、あり方というのを探っていくときに、何らかやっぱり参加していく市民参加型の川づくりをするのに、先ほど菅さんも言われましたけれども、近畿地方整備局、淀川水系流域委員会などでは各河川に今河川レンジャーという名前の組織をつくって、川をどうしていこうかという方向性を行っているわけなのですが、鴨川にも恐らく上流・中流・下流にその特性もよく知っておられる方もおられるでしょうし、上流域には上流域、中流域には中流域、下流域には下流域のそうした方を何らかの方法で選出していただいて、できるだけ啓蒙していくと。おっしゃったように、罰則云々ではなくて、実はこうなのですよと、やはりそういう知識を持って接せられる方をできたら選出していただいて、そういう方向性を近い将来していただければありがたいと思いますし、川への思いを持った方も結構市民の中にはおられると思いますので、ぜひそういう方向性も考えていただきたい。

余談ですけれども、実は食パンをやる人がすごく、特に冬、ユリカモメが多いのですが、私的な話をして申しわけないのですが、私の友人が平安神宮にいるのですが、東山山系な

どからオオタカなどがドバトをねらいに時たまやってくるらしいのですが、その比叡山を越えて帰るときかどうかわかりませんが、一度そのユリカモメは死んでいたと。よく調べてみると、おなかの中に食パンが嫌というほど詰まっていたという実際事例もあるので、やはりそういう一例からも人間が勝手にこういうことをしては、かえって生物を傷めていることになるきだと、あるいはペットではないのだと、シベリア方面から来るれっきとした厳しい条件の中で日本にやってくる野生生物なのだという気持ちも、やっぱり府市民の中に育てていただくようにみんなで手分けして少しずつ広げていかないと、なかなかこういう意識は改革されていかないと私は思いますので、別にレンジャーという名前にこだわるわけではないのですが、そういう府民協働のシステムもこれらの川づくりに必要だと思いますので、御参考までによろしくお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。

山本さん、何か先ほど。はい、どうぞ。

○山本

済みません。山本と申します。自転車のことなのですが、先ほどからお聞きしようか、どうしようかと迷っていたのですけれども、そもそも中流域から上のほうは自転車走行はもうオーケーなのですね。

といいますのは、多分オーケーだからこういう話になっているのだと思うのですが、今後下流域のほうの整備を進めていくときに、サイクルロード等を歩行者のエリアと分けるとかそういうことというのはお考えではないのでしょうか。迷惑だからやめてほしいとかということではなくて、先ほどからの話のように、双方が心地よく使えるというような方法というのを検討していければと思うのですけれども。

○金田座長

事務局のほう、何かありますか。

○事務局（山本）

済みません。サイクリングをすること自体は、条例で禁止するとかそういうことはしておりませんし、当然それぞれの目的に沿ってモラルを持って利用していただくというのが前提になってございます。

下流域についても限られた空間の中で、そういったジョギングであったり、散策であっ

たり、自転車であったりということで、それを共存して利用していただくというのが今の考え方になっておりますので、余り限られた空間で十分な空間がない中で、完全に分離するところまではなかなか難しいのかなというふうには考えております。以前も下流域の整備の中で自転車問題、これは先ほどお話がありましたように、京都市内に縦貫するというのは、還流するような南北に大きなルートにもなっておりますので、その中で自転車をうまく利用していただけるような、一般の方が利用していただける、すみ分けできるということについては、少し検討させていただきたいというのを以前からお話をさせていただいているのですが、なかなか名案はないところもあるのですけれども、今ただちに分けて整備をしていくというようなところまでは考えを持っておりません。できれば、そのモラルのところすみ分けをできるかどうか、そういったところを探っていきたいというふうには思っております。

○金田座長

はい、あります。先ほど冒頭に高橋さんほうから御意見もあって、積極的な利用を考えたらどうかという御意見もあったのですが、ちょっと私も意見を加えさせていただきたいのです。社会的な状況のヨーロッパのシステムと日本における状況というのとの違いがかなりあるというふうに思っております。

1つは、一般的な条件ですけど、日本でかなり特殊な交通標識の認識が一般化してしまっていて、例えば80km制限のところを90km、100kmで走って当たり前だと思っているとか、60km制限のところを65kmぐらいまではいいとかというのが日本ではかなり一般化しているのですが、これは私が知っている範囲内ではとんでもないことで、60kmは60kmであって1km超えてもだめだというのが普通であります。例えば、イギリスでありオーストラリアであり私のよく行くところなんかはすべてそうです。ですから、これが日本の一般的な常識になってしまっているという状況を少し考えておく必要があると思います。

同じことは、実は自転車専用路に対してもそうですが、ヨーロッパには確かに自転車専用路がたくさんつくっておられまして、これは非常に有効に働いているわけですが、そのかわり自転車の専用路と歩行者の部分とは非常に明瞭に区別されていて、例えば茶色い色を塗ってあるところが自転車専用路であって、逆に言ったら人間は歩くときにそんなところを歩いていると危険だし、そこを歩かないようになっていると。私が知っている範囲では、全部は知りませんが、ごく一部しか知りませんが、歩道を自転車で走ってもいい

という法律にしているのは日本だけだと思いますので、これが例えば日本の若い人たちがイギリスに行って歩道を自転車で走って、「また日本人だ」と言われているのが一般的な状況ですので、こういう世界的な一般的常識というのと特殊な理解の状況というのがかなりの違いがございます。そういうところの中で今、日本でここだけというルールを急にやろうとしてもなかなか難しいという点が一般的にあると思います。しかも、日本は道路交通法で、例えば歩道を自転車で走っていいということになっているのが一般的ですから、だめなところはもちろんありますけれども、そういう状況の中で理解が混乱していますから非常に注意しないと、ここだけで考えるということは大きな問題が生ずるのではないかとこのように思います。

ですから、何か私も中途半端に、結果的に具体的にどうしたらいいのかということはよくわからないのですが、今、田中委員のほうからも御発言がありましたけれども、レンジャーであるかどうかは別にいたしまして、できるだけきめの細かい、かつ啓発・普及の活動を小まめに続けるということがまずは基本として重要なのだろうというふうに思いますが、ちょっと自転車の話について私が個人的な意見を申し上げるのは恐縮ですが、そういった意見が出なかったので、プラスもう一つつけ加えさせていただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

○土居

自転車の件でございますが、鴨川の河川敷を最近の外国人観光客の皆様はレンタサイクルを使ってよく走っていらっしゃいます。私もよく遭遇いたします。某ホテルの近くの自転車屋さんには、外国人がすごく借りに来るとおっしゃっていました。よく遭遇するのですが、文化、風習が違いますから、すごく怖い思いをしたことがいっぱいございまして、多分歩道と車道の関係とか、それから文化の違いだと思うのですが、そういったものを鴨川でも、この河川敷の鴨川条例で規制されてない迷惑な利用というのは、これは全部鴨川の河川敷以外でも今現在、日本の社会でいろいろと行われている迷惑行為でございますし、そこにプラス外国人観光客が特にジャパン・エンドレス・ディスカバリーで平日観光客がふえていく今後の予想の中で、そういった視点ももう一度御検討いただければなど、座長のお話とともに思いました。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○松井

この迷惑な利用という1から7までですけれども、モラルというより全くこれ非常識な問題だと思うので、これを一般人が、僕らが歩いていてやっただけじゃいけませんよというように注意するのはなかなか難しいので、ある程度公的な力といいますか、また河川課さんだけでは難しいと思うのです。ということは、警察のほうに頼んでその協力も得て、先ほど田中さんがおっしゃったようにレンジャーというようなものをつくって、半強制的に一回取り締まっていかないと、一回取り締まられると綱引きなんてされないでしょうし、警察から言われたらね。次からやっただけじゃいけないという認識を持たれると思いますし、まずやられる方は非常識な人だと思いますので、かなり1回目に強力なプッシュをしないと、徐々にやっていくというのでは、なかなか改善できないようにも思います。

花見の場所とりに関しましても、滋賀県の今度の花火大会ではないですけれども、前日までのビニールシートを全部撤去するというような形で決まっていますから、強制的にこれもやめさせるという形で、ある程度の力強い強制力を持った発言力のある団体をつくってやってかないと、なかなか時間のかかるものですし、こういうのは一遍に排除させてしまったほうが良いように思います。

ですから、具体的に個々に考えていけば、1から7の間ですけれども、一つずつそれに相当するような強制力がある条例があると思いますので、それを適用してやはりパトロールしていくということ。しかも、一般の方だけではなくて、ボランティア協会にもある程度力のある意見を言えるボランティア団体という位置づけをして、そこでやっていくということが大事だと思いますので、こういうことに余り長い時間をかけずにきれいに、クリーンな形に早いめにしたほうが良いと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○大牟田

あんまり鴨川条例であれもだめ、これもだめと言ったら、鴨川が何だか楽しくなくなるのではないのかなって、そのほうを一方では心配します。

それから、ことしは国際生物多様性の年なので、『府民しんぶん』あたりでちょっと書

いていただきたいのですが、さっきの田中さんのおっしゃった餌づけなんかでも、放流なんかでも、鴨川の中にはすごく立派なヒゴイが泳いでいたり、みんな優しいのだと思うのですが、川に捨てに来られるみたいなのです。ヒゴイはいるし、コイも今は飼育型のコイばかりになっているみたいですし、オオサンショウウオも7割がチュウゴクサンショウウオとの交雑やチュウゴクサンショウウオになっているということをちょっと聞きましたし、それだけなことしは国際生物多様性の年でもありだめなのだとすることを『府民しんぶん』にでもしっかり書いていただけないかなと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。前に野生動物のヌートリアとかアライグマの話もありまして、鴨川にもヌートリアがいるのだという話で聞いてびっくりしましたが、いろんなことがあると思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○池永

済みません。1から7、ここに挙げられておりますけれども、例えば私なんかの感覚としましては、4番の楽器演奏ですとか6番の花見の場所とり、ここまで規制かけるというのはどうかと。逆に、鴨川とか歩いていまして音楽の練習されているのを聞いたり見たりするような多少楽しいところもあるわけで、そういう意味合いでの迷惑だという判断もかなり個人差のあるところだと思うのですよね。ですから、各個人が恣意的判断で、これは迷惑行為だどうのこうの言うのはかなりばらつきがあると思うのですよね。そういった意味での公約的な条例化で縛れる行為ですね。これはある程度、今のロケット花火と同じように、縛る形での条例化というのは必要ではないかというふうに思うのですよ。でないと、個々の判断でこれは迷惑行為だ、これはそうではない、それで万が一他人に注意しようものなら、それは非常にけんかのもとになる可能性も強いわけで、やはり今の条例規制の内容はもう少し枠を公約数的にまとめる方向で、やはりふやす方向で検討する必要があるのではないかというふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。山内さん、お願いします。

○山内

これ、条例で縛るということは最後一番大切だと思うのですが、このパンフレットを見ていると、物すごくいいパンフレットなのですよ。これを河川敷の所々に看板にして立てたらどうでしょうか。そうしますと、見に来た人、良心のある人だったら、これはあかんということではないと思うのですよ。

ところが、これを見ていてなおもやっているということになったら、私はこれは条例で縛る必要があるのではないかと。最初にそれをやってみて、どういう反応が起こるかということ御判断されたらどうかと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○西村

いろいろ御意見のある中で両論があるような気がするのですが、私はこう思うのです。強制的なほうなり条例でということも非常に効果があるかと思うのです。しかし、個々の事例、迷惑行為というのは、非常に人の心というのですか、思いというのですか、そういった中でついこういうことをやってしまっていると、こういうモラルの問題だと思うのです。エチケット、モラルの問題と。そういうことになれば、これは条例とか法律とかというのではなくて、やはりお互いの市民、府民の自覚の問題ということになると思うのです。

かといって、この場で「ああ、そうだそうだ」ということになっておっても、これまた効果がないと。

ですから、それをやはり個人が自覚できるように、先ほどお話があったようなボランティアという制度も必要だと思われまして、あるいはまた今直前おっしゃった看板をつくるというのも方法かもしれない。そして、また市民しんぶんとか府民しんぶん、府民しんぶんは広域にわたるわけですが、府市協調で市民しんぶんというのは市全域の新聞もございまして、あるいはまた各区、北区だとか左京区とかそういった区民しんぶんがあるわけですね。そういった方法、手段を使って皆が自覚できると、「ああ、そうだな」と思えるように仕組まないと、ただ「そうだそうだ」というこの場だけの議論じゃなくて、そういう行為を具体的にここで検討して実施に移すという方向が好ましいのではないかなと。

先ほどもどなたかおっしゃっていましたように、私はややルーズかもしれませんが、いつも歩いたり見たりしておりますけれども、迷惑行為の中の楽器演奏だとか、これはバン

ドでがんがんというのではこれまた困りますけれども、1人の学生がやや遠慮がちに橋の下で練習しているとか、これは何も1日じゅうやっているとは思いませんし、あるいはまた自転車で走行、私も時には自転車で散歩をするのですが、こういったものまで規制するのだとなると、これもやっぱり好ましくないと、こんなふうに思います。ですから、程度問題であり、その地域地域というのでしょうか、場所によって必要なので、自転車禁止だとかというのではなくて、朝も自転車で交差したりする場面もありますけれども、その辺はいろんな迷惑行為をやめましょうということの盛り上げをやっていくという手段を考えることが好ましいのではないかなと、こんなふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。実は、本日の予定は4時30分までであと10分しかないのですが、この話は今承っているとおりでありますけれども、ものによってはそんな規制対象などということではないとか、あるいはどこまでどういうふうに考えるのかということについても、皆さん方の意見も必ずしも一致しているわけではないわけですね。

それで、いかがでしょうか。これを迷惑だというふうにして列挙していただいている方も一方で明らかにあるわけです。ですから、これについてはもうちょっと考えてみる必要があるのではないかと思うのですが、事務局でこれに関しての関連の条例とかいろんな種類がないものもありますけどあるものもありますから、それをちょっと整理しておいて、もう一度時間をとってこれについて御意見を、これはもう規制対象に挙げるべきではないとか、これはやはり規制しないと危ないからこういうぐあいに、この程度は規制したほうがいいのか、何かいろんな話があり得ると思います。

それから、先ほどからの御意見の中に、私もそれに近いことを申しましたけれども、もうちょっときちっと市民のモラルに訴えるという大変ですけど、モラルを確立していただくような啓発作業を大いにやらないといけないというような話も出ておりますが、そのときにも、これは一定程度ばらばらの形ではなかなか難しいと思いますから、ここまではいいのではないかというラインが共通見解としてあると、それを訴えやすいというところもあると思いますので、ちょっと今は一括して御意見を承っておりますけれども、関連の条例とか法律上のことも含めて少し整理をしていただいて、次回には個別に例えばこれを禁止したほうがいいのか、あるいはこれはこの程度でないとだめだとか、いろんな御意見をもう一度いただいで進めていただいたらいかがかと思いますが、どうでしょうか。本日の

ところ、意見が余りにばらばらになっちゃうので、恐らく事務局のほうでも参考にして何とかといってもかなり難しいと思いますので、もう一度時間をとっていただくということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら恐縮です。意見交換のところ、あと2つばかり残っておりますので、先に進ませていただきたいと思います。

(2) 鴨川府民会議メンバーによる現地調査について

○金田座長

それでは、意見交換の2番目です。「鴨川府民会議メンバーによる現地調査について」という件ですが、これについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは資料の7について御説明いたします。前回の府民会議で田中委員のほうからも御提案をいただいておりますように、鴨川の上流の現地調査のほうを実施したいと考えておりまして、今回案を提示しております。

実施時期につきましては、10月から11月ごろの平日の昼間というふうには書いておりますが、実際は10月の中ごろにやってみたいというふうに今のところ考えております。

それから、調査は上流の鴨川環境保全区域の許可をしました箇所、支川の鞍馬川、前回樹木管理で意見をいただきました樹木の現状を見ていただく、それから昨年度の中州管理の箇所などを現地で確認していただき、その場で管理状況などを説明したいというふうに考えております。

裏面を見ていただきますと、大体行く箇所を落としておりまして、京都土木事務所に集合して鴨川の起点まで参りまして、鴨川環境保全区域から支川の鞍馬川、それから中州工事をしましたところと樹木管理のところ、それから最後に中州の工事をしました出町のところあたりで解散というふうに今のところ考えております。

河川管理の現状など府民の皆さんにわかりにくいことを、この機会に御説明をしたいというふうに考えております。

参加につきましては自由参加とさせていただき、この会議で御了解を得た後に、改めて日程を連絡させていただきまして参加者を募集したいというふうに考えております。

参加人数の関係もございますが、移動につきましては事務局で用意する車で行いたいと思います。

説明は以上でございます。

○金田座長

大変いい計画ですので。要するに、8月、9月のちょっと暑いときは避けようということですね。多少軟弱かもしれませんが、私はそのほうがありがたいのです。時間が合いましたらぜひとも参加させていただきたいと思いますが、10月中ごろというようなことでお考えだというふうに承りました。また、日程とかいろんな制約がありまして、全員が都合のいいときというのはなかなか難しいと思いますけれども、時間が設定されましたらまた御連絡をいただいて、予定がばらばらでしょうから個別にお聞きして予定を組んでいただきたらと思うのですが、いかがでしょうか。

ほかに何かこれについて御意見がございましたら。御質問ございますか。

はい、どうぞ。

○中田

中田と申します。今回の鴨川の見学会については、私は鴨川流域を实际目を見て、どういうふうになっているかということを見聞するのは、非常に有意義なことだと思います。発展的に次回加えていただきたいとか希望なのですが、鴨川起点というのは河川法で定められている鴨川の起点という意味なのでしょうか。

○金田座長

事務局、お願いします。

○事務局

今回、議論いただく範囲というのが一級の範囲ということにしておりますので、あえて鴨川の起点ということを見ていただくほうがいいのかということを出させていただきました。

○中田

鴨川の源流に関しましては、例えば雲ヶ畑川と祖父谷川という流域が多分あると思うのですが、それを上がっていきますと、非常に鴨川の水がどういうふう一滴がずっと流れて、水の流れになってくるかというようなことがわかったり、あるいは下流域といえますか、中流域にとって鴨川がはぐくんだ京都の文化とか信仰とかそういう意味で非常に重要な場所があると思いますので、今回のことに関しては非常に私も賛成いたしますの

で発展的な第2回の現地調査という形で、またそういう要素も加えていただければありがたいかなと思います。

以上です。

○金田座長

ほかに何か御質問などございませんでしょうか。

そうしましたら、それぞれの予定があると思いますので、日時が決まりましたら御連絡をよろしく申し上げます。私も予定が合いましたら、ぜひとも参加させていただきたいと思いますが、大変いい企画だと思います。

(3) 鴨川四季の日～秋～の取組について

○金田座長

それでは、意見交換の3番目のほうに入らせていただいてよろしいでしょうか。3番目は「鴨川四季の日～秋～の取組について」でございます。説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは、資料の8について御説明いたします。ことしの鴨川四季の日の秋でございますけれども、10月17日の日曜日から10月31日の日曜日までということにしたいというふうを考えております。

この期間内に予定されている「鴨川合同クリーンハイク」や「鴨川探検！再発見！」などのイベント情報発信や秋の魅力の発信を考えております。

発信方法は、特に新たにイベントを立ち上げるといふことの積極的なものではありませんけれども、今後も継続的に行える範囲としてホームページへの掲載やショッピングモールを活用した啓発などに取り組みたいというふうを考えております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。何か質問などございませんでしょうか。

特に問題のあるような御提案は、あるいは活動計画はないかと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、時間配分のうまくないのはいつもあれなのですが、ちょうど4時半ぐらいです。大急ぎで恐縮ですが、これで意見交換の準備していただいたやつが終わったの

ですが、何かこの機会に御発言がございましたらぜひお願い、これとは関係なしにお願いしたいのですが。（「はい」と呼ぶ者あり）

まずは委員の方にお聞きしたいのですけれども。

○田中

座長、この資料9はいいのですか。

○金田座長

それは恐らく情報提供のところの説明していただけると思いますが、何かございませんでしょうか。

はい。

○高橋

きょうの議題、いろいろあったと思うのですけれども、例えば迷惑なことであるとかいろいろなことがあったと思うのですけれども、最後の秋のイベントについても鴨川自体をいかにPRするか、要は啓蒙するかということをもう少し検討されたほうがいいのではないかという気がします。

私は民間の企業でずっと販促を担当しておりましたので、販売促進、宣伝とか広報とか、要はマスコミを使うであるとか、こういうことを大学卒業してからずっと担当しておりましたので、非常にいい計画であったり非常にいい内容のことを皆さんお話になっていたりするのですけれども、それが一般の人に当然わからないと思うのですけれども、もっと伝えるべき工夫を行政も我々も含めて行っていけば、いろんなことが解決するのではないかなという気がします。

そんなことで行政の方々が一生懸命頑張られることをもう少し一般的に理解されるような方策もこの場で検討していただければ、さらに効果が上がるのではないかというふうな期待をします。

それから、いろんな各種の施策がありますけれども、各種の施策を立てられるときに、成果、指標というのともあわせて御提示いただいて、いろんな施策を進められると、もっとよりわかりやすいのではないかという気がしますので、その辺もひとつ御検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございました。

ともかく今御指摘。（「委員長、発言を求めます」と呼ぶ者あり）

○金田座長

ちょっとお待ちください。府民会議のシステムでは委員の方々の意見交換を中心にしておりますので。

はい、どうぞ。

○土居

議論の中で、自転車の件が非常に数多く意見が出ておりましたが、いつも現地に調査はお車の移動で移動しておりますが、今回は無理だと思うのですが、いつかまた自転車に乗って河川敷を実際に自転車に乗って移動するのはどうなのかと、そういったことも御経験されていない委員さんもいらっしゃると思いますので、そういったことも調査の対象にしていただければなというふうに思います。またいつかお願いできればと思います。

○金田座長

なるほど。検討していただきたいと思います。

ほかに御意見は。（「はい、委員長」と呼ぶ者あり）

ちょっとお待ちください。委員会ですので、オブザーバーの方にお聞きはしていただいておりますが、今までそこから直接ここで御意見を伺うということは今のところはしておりませんので、またもちろん全体としてパブリックコメント等の形で御意見を承ることは承っておりますが、今回この委員会の趣旨を御理解いただきたいのは、有識者も入っておりますけれども、公募の委員の方々も含めてここで意見を交換するということが重要な議題でございますので御理解いただきたいと思います。（「一般傍聴発言というのは、これからの社会的な合意を目指そうと思えば、公募の方も委員の方も専門性を持っていたとしても抜けている議論があるのですよ。住民が参加して初めてこういう会議が有効になって、そういう有効でないような有識者会議を幾らやっても税金の無駄遣いですよ」と呼ぶ者あり）

この鴨川府民会議の設定がそういう設定でございますので、当然のことながら市民・一般の方々の御意見が重要なことは重々承知しておりますけれども、そのための言うならば、ここで決定する機関でもこれもございませぬし、ここでいろんな意見を承って、それをいろんな施策に反映するというのが趣旨でございますので、この会が中心になりまして、あ

るいはその会と関連してまたいろいろと広く御意見をいただくようなシンポジウムなども企画しているわけでございますけれども、この会としましては同時にこの委員の発言は公開するというので、それぞれの委員に責任を持って発言していただいておりますけれども、とりあえずは委員のさまざまな角度からの御意見を承るとというのが趣旨でございますので、できればその趣旨を理解していただいて本日の進行の状態で進めさせていただきたいというふうに考えておまして、よろしくお願ひしたいと思います。（「次回までにまた議論していただく」と呼ぶ者あり）

はい。それは、当然議論は必要なことだろうと思います。ありがとうございました。

どうぞ。

○池永

済みません。会の運営に関してなんですけれども、今回新たな迷惑行為の規制ということで河川敷利用の中のその部分が取り上げられた意見交換になったかと思うのですけれども、例えば河川敷利用でも従来意見なり、新しく赤字で書かれた部分等あるかと思うのですけれども、論議を深めるためには1課題ぐらいに絞らざるを得ないかと思うのですが、できましたら最後の10分か15分ぐらい、例えば河川敷利用の中のほかの課題もできましたら問題提起なり、行政のほうに対する質問で例えば次回までに文書で答えていただけるようなことを取り上げて、そういう運営にさせていただければありがたいというふうに思っております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。今の御趣旨のとおりであるかどうかは別にして、それに近い状態で本日御質問いただいたようなこと、あるいは御注意いただいたようなことに関するデータ収集を事務局にお願いして、次の機会に御議論しようということにもさせていただいております。今後もそれは留意していきたいと思いますので、ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに御意見は。

4 情報提供

○金田座長

時間が過ぎておりますが、もう一つ。意見交換は一応予定したものはこれだけなのです

が、まだすべて終わっているわけではとてもございません。そのほかにもう一つ準備をしていただいております4番として「情報提供」ということで、資料9を準備していただいております。説明を簡単をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは、資料の9について御説明いたします。前回の会議において大牟田委員のほうから御質問をいただいております、自然環境保全地域について御説明をさせていただきます。

鴨川条例の鴨川環境保全地域は、鴨川の清流を守るために区域に土石等が流入することを防止するために隣接する土地を指定して行うものでありますが、この自然環境保全地域というのは環境を守り育てる条例というものに基づき指定をしております、保全を行っている地域で自然環境が歴史的遺産と一体になってすぐれた歴史的風土を形成している地域として、これを歴史的な自然環境保全地域として指定をしております、資料に示しております10の地域で指定をしております。

それから、原始的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を形成している地域として、自然環境保全地域というもので資料に示しております2つの地域を指定しているものでございます。それぞれ保全計画に基づき規制や保全施設を定めているものでございます。

各地域の概要を示すパンフレットをお配りしておりますので、またごらんをいただきたいと思います。

以上でございます。

○金田座長

パンフレットというのはこれですね。

○事務局（福井）

はい。

○金田座長

ということで、質問のございました自然環境保全地域についての情報を提供していただきました。何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、スタートの段階では十分に時間があつたと思っていたのですが、案の定、時間が過ぎてしまいまして申しわけございませんでした。

それでは、次回は現地見学会ということですが、それをもとにしてまた次回の委員会を予定させていただきたいと思います。事務局のほうに準備をしていただくことになりませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、本日終わらせていただきます。事務局のほうにお返しします。

○事務局（田井中）

それでは金田様、どうもありがとうございました。これをもちまして本日の予定は終了いたしました。

次回の鴨川府民会議の日程でございますけれども、11月ごろを予定いたしてございます。その前、本日御了解をいただきました現地調査を大体10月の中旬ごろ予定してございます。事務局で日程調整の上、改めて双方ともに御連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これにて解散とさせていただきます。本日は長時間、どうもありがとうございました。